

津 市 公 報	第 487 号 令和8年4月6日
目 次	
津市条例 津市職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 津市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例 津市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例 津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 津市職員の特殊勤務手当に関する支給条例の一部を改正する条例 津市手数料徴収条例の一部を改正する条例 津市久居地域地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 津市安濃交流会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例 津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 津市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 津市国民健康保険条例の一部を改正する条例 津市安濃工業会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例 津市建築物における駐車施設の附設及び管理に関する条例の一部を改正する条例 津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 津市火災予防条例の一部を改正する条例 津市市税条例等の一部を改正する条例 津市規則 津市子ども・子育て支援法事務取扱規則の一部を改正する規則 津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 津市庁舎管理規則の一部を改正する規則 津市安濃工業会館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則 津市安濃交流会館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則 津市消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則 津市事務分掌規則の一部を改正する規則 津市保育の利用に係る調整に関する事務取扱規則の一部を改正する規則 津市ヒストリーパーク塚原の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 津市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 津市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則	

津市わかすぎの里の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市青山高原保健休養地の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市錫杖湖畔キャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行取扱規則

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市産後ケア事業実施規則の一部を改正する規則

津市都市計画法施行取扱規則の一部を改正する規則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市訓令

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市支所及び出張所処務規程を改正する訓令

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

津市告示

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の廃止

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の廃止

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の廃止

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の廃止

認可地縁団体の告示事項の変更

障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定

財政公表

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

公示送達

津市斎場の使用料及び証明書の手数料の収納事務の一部委託

モータボート競走法第3条に基づく私人委託の公表

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

令和8年度固定資産課税台帳登録

津市共同浴場さくらゆの使用料の徴収事務の委託

議決を経た予算等の公表

津市公告

経営管理権集積計画の縦覧

開発行為に関する工事の完了

津都市計画道路事業の認可に係る図書の縦覧

地域計画の変更

開発行為に関する工事の完了

都市公園の設置及び供用開始

開発行為に関する工事の完了

条件付一般競争入札の執行

津市上下水道事業管理規程

津市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程

津市上下水道事業分課規程の一部を改正する規程

津市上下水道事業告示

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定更新

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定失効

津市教育委員会規則

就学等に関する規則の一部を改正する規則

津市学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 号

津市職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「職員等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第 2 条 職員等が本市に対して損害賠償責任を負う場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から、職員等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 7 3 条の 4 第 1 項第 1 号の普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について、責任を免れさせる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は上下水道事業管理者 2
- (4) 職員（前 2 号に掲げる者を除く。） 1

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の職員等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年津市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

第 2 3 条第 2 項中「修了した保育士」の次に「若しくは三重県の区域に係る法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）」を加える。

(津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 2 6 年津市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第 2 8 条第 2 項において準用する認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

(津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平

成 2 6 年津市条例第 2 3 号) の一部を次のように改める。

第 1 0 条第 3 項第 1 号中「保育士」の次に「又は三重県の区域に係る法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士」を加える。

第 1 2 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

(津市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 津市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例 (令和 7 年津市条例第 2 1 号) の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

第 2 2 条第 1 項中「保育士」の次に「(保育士又は三重県の区域に係る法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士をいう。以下この条において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 号

津市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 3 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 4 条―第 3 2 条）

第 3 章 雑則（第 3 3 条・第 3 4 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第 3 0 条の 2 0 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第 2 条 特定乳児等通園支援事業者（法第 5 4 条の 3 に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用す

る支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等

支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により本市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定

する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する本市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用

の種類、支払を求める理由及びその額

- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。
(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子ども

の国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

（情報の提供等）

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項にお

いて同じ。)又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により本市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は本市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による本市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置につ

いての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けな

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(2) ファイルへの記録の方式

6 第２項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第１号イ中「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第２号中「交付する」とあるのは「得る」と、第３項中「前項各号」とあるのは「第６項において準用する前項各号」と、第４項中「第２項」とあるのは「第６項において準用する第２項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第１号中「第２項各号」とあるのは「第６項において準用する第２項各号」と、第５項中「前項」とあるのは

は「第 6 項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第 2 項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第 3 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 4 号

津市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号。以下「法」という。）第 4 条の規定に基づく学校給食及び幼稚園における給食（以下「学校給食」という。）の実施並びに学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「学校給食費」とは、法第 1 1 条第 2 項に規定する学校給食費及び幼稚園において実施する給食に係る同項に規定する学校給食費に相当する経費をいう。

2 この条例において「学校給食費負担者」とは、学校給食の提供を受ける児童、生徒又は園児の保護者（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 6 条に規定する保護者をいう。）その他学校給食の提供を受ける者をいう。

(学校給食の実施)

第 3 条 本市は、本市が設置する小学校、中学校、幼稚園及び義務教育学校のうち規則で定めるものにおいて、学校給食を実施するものとする。

(学校給食費の徴収)

第 4 条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、学校給食費負担者が学校給食費に係る負担軽減の措置を受けているときは、当該学校給食費負担者から学校給食費を徴収しないことができる。

3 学校給食費の額は、規則で定める。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費負担者は、学校給食費を規則で定める日（第7条第1項及び第4項において「納期限」という。）までに納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(遅延損害金)

第7条 学校給食費を納期限後に納付する場合は、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その学校給食費の額に民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。

2 前項の遅延損害金の額を計算する場合において、学校給食費の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

3 前2項の規定により計算した遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 市長は、学校給食費負担者が学校給食費をその納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

5 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年^{じゅん}の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和8年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 5 号

津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 津市職員の給与に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「並びに」の次に「初任給調整手当、」を加える。

第 1 7 条の次に次の 1 条を加える。

（初任給調整手当）

第 1 7 条の 2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、第 3 9 条に規定する当該職員の勤務 1 時間当たりの給与額（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、初任給調整手当を支給する。

2 初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第 1 項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

4 前 3 項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 2 4 条第 1 項第 1 号中「1 キロメートル」を「2 キロメートル」に改め、同項第 2 号中「この項及び次項」を「この条」に、「1 キロメートル」を「2 キロメートル」に改め、同項第 3 号中「1 キロメートル」を「2 キロメートル」に改め、同条第 2 項第 2 号中「別表第 5 に定める額」を「6 6, 4

００円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額」に改め、同条第３項を次のように改める。

３ 第１項第２号又は第３号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第１号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額（その額の合計額が１５０，０００円を超えるときは、１５０，０００円）とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 ５，０００円を超えない範囲内で１箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
別表第５を削る。

（津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第２条 津市職員の育児休業等に関する条例（平成１８年津市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第１６条の表及び第１８条の表中「及び第３項」を削る。

（津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第３条 津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２２年津市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「及び第３項」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「第２４条第３項及び」を削る。

（津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第４条 津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年津市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第２条中「給料」の次に「、初任給調整手当」を加える。

第３条第３項中「地域手当」を「初任給調整手当、地域手当」に改める。

第５条第２項中「１００分の７０」を「１００分の７１．２５」に改める。

第５条の２第２項中「１００分の５０」を「１００分の５１．２５」に改める。

第７条第６項中「地域手当」を「初任給調整手当、地域手当」に改める。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 6 号

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「6 7 万円」を「6 8 万円」に改め、同条第 2 号中「6 1 万円」を「6 2 万円」に改め、同条第 3 号中「5 5 万円」を「5 6 万円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 7 号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 4
3 号）の一部を次のように改正する。

別表学校運営協議会委員の項の次に次のように加える。

いじめ対策会議委員	日額 9, 0 0 0 円（いじめ防止 対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号）第 2 8 条第 1 項に規定する 調査を行う場合にあっては、日額 1 8, 0 0 0 円）
-----------	---

別表選挙長の項中「1 1, 5 0 0 円」を「1 2, 2 0 0 円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「1 3, 5 0 0 円」を「1 4, 5 0 0 円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「1 2, 0 0 0 円」を「1 4, 5 0 0 円」に改め、同表開票管理者の項中「1 1, 5 0 0 円」を「1 2, 2 0 0 円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「9, 0 0 0 円（7 時間を限度とする。）」を「1 2, 4 0 0 円（7 時間を超えない場合にあっては、日額 9, 0 0 0 円）」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「1 0, 7 0 0 円」を「1 2, 4 0 0 円（7 時間を超えない場合にあっては、日額 9, 0 0 0 円）」に改め、同表開票立会人の項及び選挙立会人の項中「1 0, 0 0 0 円」を「1 0, 1 0 0 円」に改め、同表固定資産評価員の項の次に次のように加える。

災害弔慰金等支給審査委員会委員	日額 9, 0 0 0 円（津市災害弔慰 金の支給等に関する条例（平成 1 8
-----------------	--

	年津市条例第 106 号) 第 17 条に規定する事項について調査審議する場合にあっては、日額 20,400 円)
--	---

別表介護認定審査会委員の項の次に次のように加える。

いじめ調査委員会委員	日額 9,000 円 (いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に規定する調査を行う場合にあっては、日額 18,000 円)
------------	---

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき理由を生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき理由を生じた報酬については、なお従前の例による。

津市職員の特殊勤務手当に関する支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 8 号

津市職員の特殊勤務手当に関する支給条例の一部を改正する条例

津市職員の特殊勤務手当に関する支給条例（平成 1 8 年津市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（消防本部及び消防署に勤務する職員の特殊勤務手当）」を付し、同条の次に次の 2 条を加える。

第 9 条の 2 緊急消防援助隊（消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 4 5 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊をいう。以下同じ。）として災害業務に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、消防の応援等に従事したときに支給する。

第 9 条の 3 市町村の消防の相互の応援として災害業務に従事する職員の特殊勤務手当は、法第 3 9 条第 2 項の規定により締結した三重県内消防相互応援協定に基づき、災害が発生した市町に出動し、消防の応援等に従事したとき（緊急消防援助隊が出動する規模の災害が発生した場合に限る。）に支給する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 9 号

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例（平成 1 8 年津市条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条第 1 項中「別表第 1 6」を「別表第 1 7」に改める。

別表第 1 6 の次に次の 1 表を加える。

別表第 1 7（第 2 条、第 3 条関係） マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号。以下この表において「法」という。）に基づく事務

手数料を徴収する事務	手数料の額	
法第 1 6 3 条の 5 9 第 1 項の規定に基づく要除却等認定マンションの建替え又は更新に係るマンションの容積率又は各部分の高さの特例の許可	1 件につき	1 6 0 , 0 0 0 円

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市久居地域地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 0 号

津市久居地域地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

津市久居地域地区集会所の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例
第 8 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表津市久居新町中央集会所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市安濃交流会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和８年３月２６日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第１１号

津市安濃交流会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

津市安濃交流会館の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第９５号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和８年７月１日から施行する。

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 2 号

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年津市
条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 2 項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる
健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 2 条
又は第 1 3 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この
項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診
断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認
められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことがで
きる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲
げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼 児（以下「乳幼児」という。）の 利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の 健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健 康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 3 号

津市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

津市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和 7 年津市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条（見出しを含む。）並びに第 1 0 条の見出し及び同条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 1 3 条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 1 6 条第 6 号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第 7 号中「並びに」を「その他の」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 2 0 条第 3 項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条第 1 項又は第 2 9 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第 2 2 条の次に次の 1 条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第 2 2 条の 2 子ども・子育て支援法第 3 0 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前 2 条の規定は適用しない。

第 2 6 条後段を削る。

第 2 7 条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 4 号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成 1 8 年津市条例第 1 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項を次のように改める。

保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号。以下「法施行令」という。）第 2 9 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 8 条第 2 項中「及び介護納付金賦課額」を「、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額」に改める。

第 9 条第 1 号イ中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ及び同条第 2 号イ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並

びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第16条中「66万円」を「67万円」に改める。

第16条の2第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第16条の5第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第17条第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第22条を次のように改める。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第22条 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第25条及び第25条の3から第25条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合には、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第25条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第22条の次に次の4条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第22条の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、そ

の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第22条の3 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第22条の4 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第22条第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合には、法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 18歳以上被保険者均等割 第22条第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて

得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第22条の5 第22条の2の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第24条第1項中「後期高齢者支援金等賦課額」の次に「若しくは第22条の2の子ども・子育て支援納付金賦課額」を加え、「、第25条の3第1項（同条第3項）」を「若しくは同条第5項各号に定める額、第25条の3第1項（同条第3項又は第4項）」に、「第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第25条の3第4項第1号（同条第6項）」を「額、同条第5項（同条第7項又は第8項）」に、「第25条の4第1項各号（同条第3項又は第4項）」を「第25条の4第1項各号（同条第3項から第5項まで）」に、「若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項）」を「、同条第6項各号（同条第8項から第10項まで）」に、「の算定」を「若しくは第25条の5第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「介護納付金賦課額」の次に「若しくは第22条の2の子ども・子育て支援納付金賦課額」を、「次条第1項各号に定める額」の次に「、同条第5項各号に定める額」を加え、「第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第25条の3第4項第1号」を「額、同条第5項」に改め、「第25条の4第1項各号に定める額」の次に「、同条第6項各号に定める額」を加え、「同条第5項各号」を「第25条の5第1項」に改める。

第25条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、「（以下この項）」を「（以下この項及び第5項）」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第22条の2の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に、地方税法施行令第56条の89第2項第2号ロの規定において当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在における当該合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額

の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に、地方税法施行令第56条の89第2項第2号ハの規定において当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在における当該合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

- 6 第22条の4第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定す

る額の決定について準用する。この場合において、同条第２項及び第３項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

第２５条の２中「及び前条第１項第１号」を「、第１６条の４、第１９条及び第２２条の３並びに前条第１項（同条第３項又は第４項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第５項」に改める。

第２５条の３第１項中「第４項」を「第５項」に改め、同条第６項後段を次のように改め、同項を同条第７項とする。

この場合において、第５項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第１２条の」とあるのは「第１６条の５の」と、「第２５条第１項各号」とあるのは「第２５条第３項の規定により読み替えられた同条第１項各号」と、「第１２条第２項」とあるのは「第１６条の５第２項」と、前項中「第１２条第３項」とあるのは「第１６条の５第３項」と読み替えるものとする。

第２５条の３中第５項を第６項とし、第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

４ 第１項及び第２項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第１２条」とあるのは「第２２条の４」と、第２項中「第１２条第３項」とあるのは「第２２条の４第３項」と読み替えるものとする。

第２５条の３に次の１項を加える。

８ 第５項及び第６項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第５項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第１２条の」とあるのは「第２２条の４の」と、「第２５条第１項各号」とあるのは「第２５条第５項各号」と、「第１２条第２項」とあるのは「第２２条の４第２項」と、第６項中「第１２条第３項」とあるのは「第２２条の４第３項」と読み替えるものとする。

第２５条の４第１項中「第２９条の７第５項第８号」を「第２９条の７第６項第８号」に、「、第５項」を「、第６項」に、「６６万円」を「６７万円」に改め、同項第１号中「第３２条の１０の２」を「第３２条の１０の３」に改め、同条第３項及び第４項中「６６万円」を「６７万円」に改め、同条第８項中「第５項及び第６項」を「第６項及び第７項」に、「第５項中」を「第６項中」に、「６６万円」を「６７万円」に、「、第６項」を「、第２５条第１

項各号」とあるのは「第25条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に、「前項」を「第25条第1項各号」とあるのは「第25条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、前項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第22条の2」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第22条の4第2項」と読み替えるものとする。第25条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第22条の2」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第25条第1項各号」とあるのは「第25条第5項各号」と、第7項中「第12条第2項」とあるのは「第22条の4第2項」と読み替えるものとする。第25条の4の次に次の1条を加える。

（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）

第25条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第22条の4第1項第2号の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第25条第5項、第25条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険

者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。) から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

- 2 第22条の4第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

津市安濃工業会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 5 号

津市安濃工業会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

津市安濃工業会館の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 1 5 6 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

津市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 6 号

津市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

津市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市
条例第 2 0 8 号）の一部を次のように改正する。

別表アの項中「特定用途に供する部分の床面積と」を「特定用途（共同住宅
を除く。）に供する部分の床面積と共同住宅及び」に改め、同表イの項中

「 特定用途に供する部分	非特定用途に供する部分	」を
「 特定用途（共同住宅を除く。） に供する部分	共同住宅及び非特定用途に供す る部分	」に

改め、同表備考 1 中「特定用途に供する」を削り、同表備考 2 を削り、同表備
考 3 を同表備考 2 とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 7 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表奥津団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市共同污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 8 号

津市共同污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市共同污水处理施設の設置及び管理に関する条例（平成 2 8 年津市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

片田団地共同污水处理施設	津市片田新町 1 7 番地	片田新町の一部（片田団地）
泉ヶ丘団地共同污水处理施設	津市野田 2 1 番地 7 9 2	野田の一部（泉ヶ丘団地）

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 9 号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 1 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 1 プールの部津市久居中央スポーツ公園内プールの項並びにテニスコートの部津市海浜公園内テニスコートの項及び津市美里テニスコートの項を削る。

別表第 1 2 を次のように改める。

別表第 1 2 削除

別表第 1 8 を次のように改める。

別表第 1 8 削除

別表第 3 6 中「、津市海浜公園内テニスコートの施設及び設備器具」を削り、

古河公園内 テニスコ ート		専用使用		1 面につき 1 時間（1 時間 未満は、1 時 間とする。） 当たり	260	
海浜公 園内テ ニスコ ート	施設	テニス コート	専用使用	1 面につき 1 時間（1 時間 未満は、1 時 間とする。）	310	

			当たり		
	会議室	午前 9 時から正午まで	940	1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）増すごとに	260
		午後 1 時から午後 5 時まで	1,040		
		午前 9 時から午後 5 時まで	1,990		
	設備器具	音響装置	午前 9 時から正午まで	1 式	520
			午後 1 時から午後 5 時まで	1 式	620
			午前 9 時から午後 5 時まで	1 式	1,150
		コインロッカー	1 個 1 回につき	10	

を

「

古河公園内 テニスコート	専用使用	1 面につき 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。） 当たり	260	
-----------------	------	--------------------------------------	-----	--

に改める。

附 則

この条例中第 15 条の改正規定、別表第 1 の改正規定（テニスコートの部津市美里テニスコートの項を削る部分を除く。）、別表第 12 の改正規定及び別表第 36 の改正規定は令和 8 年 4 月 1 日から、その他の改正規定は同年 10 月 1 日から施行する。

津市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 0 号

津市火災予防条例の一部を改正する条例

津市火災予防条例（平成 1 8 年津市条例第 2 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 7 条の 3 とする。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 7 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで並びに第2項第6号並びに第3項及び第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

1 この条例は、令和8年3月31日から施行する。

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の津市火災予防条例第7条の2に規定する簡易サウナ設備について、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

津市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 2 1 号

津市市税条例等の一部を改正する条例

第 1 条 津市市税条例（平成 1 8 年津市条例第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 1 9 条中「、第 8 1 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 8 1 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 3 3 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「という。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 5 1 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 5 1 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 7 1 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 7 1 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 8 0 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

第 8 0 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 1 項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 8 1 条第 1 項中「軽自動車税の賦課徴収については」及び「前条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第 2 項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 8 1 条の 3 から第 8 1 条の 8 までを削る。

第 8 1 条の 9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第 8 1 条の 3 とする。

第 8 2 条（見出しを含む。）、第 8 3 条（見出しを含む。）及び第 8 5 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 7 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第 3 3 号の 4 の 2 様式」を「施行規則第 3 3 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「施行規則第 3 3 号の 4 の 2 様式」を「施行規則第 3 3 号の 4 様式」に改める。

第 8 8 条の見出し、第 8 9 条（見出しを含む。）及び第 9 0 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 9 1 条第 3 項中「第 8 0 条第 3 項ただし書」を「第 8 0 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 8 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 7 条の 3 の前の見出し及び同条を削る。

附則第 7 条の 3 の 2 に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第 1 項中「居住年が平成 1 1 年から平成 1 8 年まで又は」を「同法第 4 1 条第 1 項に規定する居住年が」に、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「には、法附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 7 条の 3 とする。

附則第 8 条第 2 項中「附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を削る。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）」に改める。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割」を「令和8年度分の軽自動車税」に改め、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び

第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、附則第16条の4第3項第2号、附則第17条第3項第2号、附則第18条第5項第2号、附則第19条第2項第2号及び附則第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附則第26条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

第2条 津州市税条例等の一部を改正する条例（平成26年津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（固定資産税等に関する経過措置）

第2条 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 この条例による改正後の津州市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

津市子ども・子育て支援法事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 7 号

津市子ども・子育て支援法事務取扱規則の一部を改正する規則

津市子ども・子育て支援法事務取扱規則（平成 2 7 年津市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「特定地域型保育事業者」の次に「、特定乳児等通園支援事業者」を加える。

第 2 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 特定乳児等通園支援事業者 法第 5 4 条の 3 に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。

第 2 1 条中「第 4 4 条第 1 項」を「第 4 4 条」に改める。

第 3 6 条を第 4 0 条とする。

第 3 5 条中「第 2 5 号様式」を「第 2 9 号様式」に改め、同条を第 3 9 条とする。

第 3 4 条中「第 2 4 号様式」を「第 2 8 号様式」に改め、同条を第 3 8 条とする。

第 3 3 条の次に次の 4 条を加える。

（特定乳児等通園支援事業者の確認の申請）

第 3 4 条 法第 5 4 条の 2 第 2 項の申請は、特定乳児等通園支援事業者確認申請書（第 2 4 号様式）により行うものとする。

（特定乳児等通園支援事業者の確認の変更の申請）

第 3 5 条 法第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 4 条の申請は、特定乳児等通園支援事業者確認変更（利用定員の増加）申請書（第 2 5 号様式）により行うものとする。

（特定乳児等通園支援事業者の名称等の変更の届出）

第 3 6 条 法第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 7 条第 1 項の規定による届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更（利用定員の変更以外）届出書（第 2 6 号様式）により行うものとする。

(特定乳児等通園支援事業の利用定員の減少の届出)

第 3 7 条 法第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 7 条第 2 項の規定による届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更（利用定員の減少）届出書（第 2 7 号様式）により行うものとする。

第 2 5 号様式中「第 3 5 条」を「第 3 9 条」に改め、同様式を第 2 9 号様式とする。

第 2 4 号様式中「第 3 4 条」を「第 3 8 条」に改め、同様式を第 2 8 号様式とする。

第 2 3 号様式の次に次の 4 様式を加える。

第 2 4 号様式（第 3 4 条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

（宛先）津市長

所 在 地

申請者 名 称

⑩

代表者氏名

（法人以外にあっては、住所及び氏名）

子ども・子育て支援法第 5 4 条の 2 第 2 項の規定による確認を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所の 名 称				
事業所の 所 在 地				
区 分	☐ 一般型乳児等通園支援事業 ☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業			
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒 -			
	電話番号		E - m a i l アドレス	
代 表 者	職 名		フリガナ	
	住 所		氏 名	
			生 年 月 日	年 月 日
事業開始 （ 予 定 ） 年 月 日	年 月 日			

第 2 5 号様式（第 3 5 条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更（利用定員の増加）申請書

年 月 日

（宛先）津市長

所 在 地
申請者 名 称 ⑩
代表者氏名
（法人以外にあっては、住所及び氏名）

子ども・子育て支援法第 5 4 条の 2 第 1 項の確認において定めた利用定員を増加したいので、同法第 5 4 条の 3 において準用する同法第 4 4 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地	〒 -		
	電 話		
	E-mail アドレス		

2 利用定員を増加しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（増加）の利用定員（人）			
(参考)				(参考)			
0～2歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳	0歳	1歳	2歳
利用定員を増加しようとする理由							

第 2 6 号様式（第 3 6 条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更（利用定員の変更以外）届出書

年 月 日

（宛先）津市長

所 在 地

申請者 名 称

⑩

代表者氏名

（法人以外にあっては、住所及び氏名）

子ども・子育て支援法第 5 4 条の 2 第 1 項の規定による確認を受けた事項に変更が生じたので、同法第 5 4 条の 3 において準用する同法第 4 7 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 事業所の名称等

事業所の名称		
事業所の所在地	〒 -	
	電 話	
	E-mailアドレス	

2 変更事項

該当するものに○を付けてください。

	事業所の名称又は所在地
	設置者・事業者の名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
	設置者・事業者の定款、寄附行為、登記事項証明書等
	建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要
	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
	運営規程

	乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項
	役員の氏名、生年月日及び住所

3 変更内容

変 更 前	
変 更 後	
変 更 の 理 由	

4 変更年月日

年 月 日

第 2 7 号様式（第 3 7 条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更（利用定員の減少）届出書

年 月 日

（宛先）津市長

所 在 地

届出者 名 称

⑨

代表者氏名

（法人以外にあっては、住所及び氏名）

子ども・子育て支援法第 5 4 条の 2 第 1 項の確認において定めた利用定員を減少したいので、同法第 5 4 条の 3 において準用する同法第 4 7 条第 2 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地	〒 -		
	電 話		
	E-mail アドレス		

2 利用定員を減少しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（減少）の利用定員（人）			
（参考）				（参考）			
0～2 歳	1 歳	2 歳	合計	0～2 歳	1 歳	2 歳	合計
現に利用している小学校就学前子どもに対する措置							
利用定員を減少しようとする年月日							
利用定員を減少しようとする理由							

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 8 号

津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 1 7 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「実費の合計額」を「リバーパーク全体の浄化槽管理費に滞在型施設の負担割合（滞在型施設と指定管理者が管理する施設の当該年度の水道使用量に応じて算定した割合をいう。）を乗じて得た額を 2 2 で除して得た額（当該金額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の場合において、使用者が年度の中途において使用を開始し、又は終了した場合は、使用した期間に応じて月割りにより算定した額を納入しなければならない。この場合において、算定した額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 9 号

津市庁舎管理規則の一部を改正する規則

津市庁舎管理規則（平成 1 8 年津市規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「会議室使用申込書（第 1 号様式）を庁舎の管理を所掌する担当副主幹に提出し」を「庁舎の管理を所掌する担当副主幹に会議室の使用を申請し」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 2 号様式」を「別記様式」に改める。

第 1 号様式を削り、第 2 号様式を別記様式とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の津市庁舎管理規則の規定によりなされた使用に係る手続は、改正後の津市庁舎管理規則の相当規定によりなされた使用に係る手続きとみなす。

津市安濃工業会館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 0 号

津市安濃工業会館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則
津市安濃工業会館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 1 3 7 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

津市安濃交流会館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 1 号

津市安濃交流会館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則
津市安濃交流会館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 6 4 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

津市消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 2 号

津市消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則

津市消防法等施行取扱規則（平成 1 8 年津市規則第 2 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 号及び第 8 号様式中「炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書」を「炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備・一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 3 号

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則（平成 1 8 年津市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 健康福祉部の表こども政策課の部こども政策・若者出会い応援担当の項第 4 号中「という。）」の次に「並びに乳児等通園支援事業者」を、「こと」の次に「（幼稚園に関することを除く。）」を加え、同部給付支援担当の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

別表第 1 健康福祉部の表保育こども園課の部保育運営担当の項第 2 号中「及び子育てのための施設等利用給付」を「、子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付」に改める。

別表第 1 農林水産部の表農林水産政策課の部農業振興担当の項第 1 3 号中「農用地利用集積計画」を「農地中間管理事業」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市保育の利用に係る調整に関する事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 4 号

津市保育の利用に係る調整に関する事務取扱規則の一部を改正する規則
津市保育の利用に係る調整に関する事務取扱規則（平成 2 7 年津市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 調整指数表の表第 9 項中「小規模保育事業の」を「小規模保育事業又は事業所内保育事業の」に、「小規模保育事業所」を「小規模保育事業所又は事業所内保育事業所」に改める。

第 1 号様式中「小規模保育事業」を「小規模保育事業又は事業所内保育事業」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市ヒストリーパーク塚原の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 5 号

津市ヒストリーパーク塚原の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市ヒストリーパーク塚原の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 1 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表中

オートキャンプサイト	使用開始日の午後 1 時から使用終了日の正午まで	を
炊事棟	終日	

」

オートキャンプサイト	使用開始日の午後 1 時から使用終了日の正午まで	に、
釣堀 魚のつかみ取り池 炭焼き小屋	午前 9 時から午後 5 時まで	

」

炭焼き窯及び附属倉庫	午前 9 時から午後 5 時まで	に

」

改める。

第 1 号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に次のように加える。

※ 申請者の代表者氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第 2 号様式中「あて先」を「宛先」に、

オートキャンプサイト（A C 電源付き・電源なし）（ 区画） バーベキューコーナー（ テーブル） 釣堀 魚のつかみ取り池 炭焼き窯等	を

」

「

オートキャンプサイト（ＡＣ電源付き・電源なし）（ 区画）	に
バーベキューコーナー（ テーブル） 炭焼き窯及び附属倉庫	

」

改める。

第３号様式中

「

オートキャンプサイト（ＡＣ電源付き・電源なし）（ 区画）	を
バーベキューコーナー（ テーブル） 釣堀	
魚のつかみ取り池 炭焼き窯等	

」

「

オートキャンプサイト（ＡＣ電源付き・電源なし）（ 区画）	に
バーベキューコーナー（ テーブル） 炭焼き窯及び附属倉庫	

」

改める。

第４号様式から第６号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に、

「

オートキャンプサイト（ＡＣ電源付き・電源なし）（ 区画）	を
バーベキューコーナー（ テーブル） 釣堀	
魚のつかみ取り池 炭焼き窯等	

」

「

オートキャンプサイト（ＡＣ電源付き・電源なし）（ 区画）	に
バーベキューコーナー（ テーブル） 炭焼き窯及び附属倉庫	

」

改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和８年４月１日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この規則の施行前に改正前の津市ヒストリーパーク塚原の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた使用に係る手続は、改正後の津市ヒストリーパーク塚原の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「改正後

の規則」という。)の相当規定によりなされた使用に係る手続とみなす。

- 3 この規則の施行の日以後の使用に係る手続については、同日前においても改正後の規則の例により行うものとする。

津市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 6 号

津市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の通勤手当の支給に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは条例第 2 4 条第 3 項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、若しくは駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に改め、「額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第 4 条第 1 項中「提示」の次に「又は第 1 2 条の 2 に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（自動車等使用者の支給額）

第 8 条の 2 条例第 2 4 条第 2 項第 2 号の規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | | |
|------|------------------------------|--------------|
| (1) | 片道 5 キロメートル未満 | 2, 0 0 0 円 |
| (2) | 片道 5 キロメートル以上 1 0 キロメートル未満 | 4, 2 0 0 円 |
| (3) | 片道 1 0 キロメートル以上 1 5 キロメートル未満 | 7, 3 0 0 円 |
| (4) | 片道 1 5 キロメートル以上 2 0 キロメートル未満 | 1 0, 4 0 0 円 |
| (5) | 片道 2 0 キロメートル以上 2 5 キロメートル未満 | 1 3, 5 0 0 円 |
| (6) | 片道 2 5 キロメートル以上 3 0 キロメートル未満 | 1 6, 6 0 0 円 |
| (7) | 片道 3 0 キロメートル以上 3 5 キロメートル未満 | 1 9, 7 0 0 円 |
| (8) | 片道 3 5 キロメートル以上 4 0 キロメートル未満 | 2 2, 8 0 0 円 |
| (9) | 片道 4 0 キロメートル以上 4 5 キロメートル未満 | 2 5, 9 0 0 円 |
| (10) | 片道 4 5 キロメートル以上 5 0 キロメートル未満 | 2 9, 1 0 0 円 |
| (11) | 片道 5 0 キロメートル以上 5 5 キロメートル未満 | 3 2, 3 0 0 円 |
| (12) | 片道 5 5 キロメートル以上 6 0 キロメートル未満 | 3 5, 5 0 0 円 |
| (13) | 片道 6 0 キロメートル以上 6 5 キロメートル未満 | 3 8, 7 0 0 円 |

- (14) 片道 65 キロメートル以上 70 キロメートル未満 42, 200 円
- (15) 片道 70 キロメートル以上 75 キロメートル未満 45, 700 円
- (16) 片道 75 キロメートル以上 80 キロメートル未満 49, 200 円
- (17) 片道 80 キロメートル以上 85 キロメートル未満 52, 700 円
- (18) 片道 85 キロメートル以上 90 キロメートル未満 56, 200 円
- (19) 片道 90 キロメートル以上 95 キロメートル未満 59, 600 円
- (20) 片道 95 キロメートル以上 100 キロメートル未満 63, 000 円
- (21) 片道 100 キロメートル以上 66, 400 円

第 9 条中「及び第 3 項」を削る。

第 10 条第 1 号中「1 キロメートル」を「2 キロメートル」に改め、同条第 2 号中「額以上」を「額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあっては、その額に同条第 3 項第 1 号に定める額を加算した額）以上」に、「同項第 1 号」を「同条第 2 項第 1 号」に改め、同条第 3 号中「額未満」を「額（駐車場等利用職員にあっては、その額に同条第 3 項第 1 号に定める額を加算した額）未満」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 項第 2 号」に改める。

第 12 条の次に次の 3 条を加える。

（駐車場等の要件）

第 12 条の 2 条例第 24 条第 3 項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 職員の勤務箇所の周辺又は第 4 条の規定に基づき決定し、若しくは改定する通勤手当の月額を算出する基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして市長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第 19 条第 2 項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして市長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適當であると市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、

条例第 2 4 条第 3 項の規則で定める要件は、市長が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第 1 2 条の 3 条例第 2 4 条第 3 項の規則で定める職員は、第 1 0 条第 2 号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第 1 2 条の 4 条例第 2 4 条第 3 項第 1 号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が 5, 0 0 0 円を超える場合にあっては、5, 0 0 0 円）とする。

(1) 1 の駐車場等を利用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が 2 以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 市長が定める額

(2) 2 以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに掲げる区分に応じ、前号アからウまでに定める額を合計した額

別記様式（表）中「通勤経路の変更」を「通勤経路、通勤方法又は駐車場等の変更等」に改め、「☐通勤方法の変更」を削り、「☐運賃等」の次に「又は駐車場等の料金」を加え、「㊦」を削り、

順 路	通勤方 法の別	区 間	距離 (概算)	所要時間 (概算)	乗車券等 の種類	左欄の乗 車券等の 額	備考
1		住居から(経由)まで	・ km	時間 分 ・		円	
2		から()まで	・	・		円	
3		から()まで	・	・		円	
4		から()まで	・	・		円	
計			・	・		円	

を

順路	通勤方法の別	区間	距離(概算)	所要時間(概算)	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	駐車場等の所在地	駐車場等の料金	駐車場等の利用形態	備考
1		住居から(経由)まで	・ km	分		円		円		
2		から()まで	・ km	分		円		円		
3		から()まで	・ km	分		円		円		
4		から()まで	・ km	分		円		円		
計			・ km	分		円		円		

に、「条例第24条第2項第2号」を「規則第8条の2」に、「規則第8条の額と自動車等の額の合計額」を「駐車場等の額（規則第12条の4の額）」に改める。

別記様式（裏）中

「7 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入する。

8 経路が往路と異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入し、順路中の空欄に異なる部分を記入する。」

「7 「駐車場等の所在地」欄には、通勤に利用する駐車場等の所在地を記入する。

8 「駐車場等の料金」欄には、実際に負担する額（駐車都度の料金を支払う場合は1回の利用額）を記入する。

9 「駐車場等の利用形態」欄には、1月払い、複数月払い、1回払い、回数券等の別を記入する。」

10 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入する。

11 経路が往路と異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入し、順路中の空欄に異なる部分を記入する。」

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場等（津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 8 年津市条例第 5 号）第 1 条の規定による改正後の津市職員の給与に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 4 2 号）第 2 4 条第 3 項に規定する「駐車場等」をいう。）を利用している職員であつて、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、この規則による改正後の津市職員の通勤手当の支給に関する規則第 3 条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 7 号

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 3 2 号）
の一部を次のように改正する。

別表条例第 9 条に規定する手当の部の次に次のように加える。

条例第 9 条の 2 に 規定する 手当	消防職員が緊急消防 援助隊（消防組織法 （昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号。以下 「法」という。）第 4 5 条第 1 項に規定 する緊急消防援助隊 をいう。以下同じ。）として、災害 が発生した市町村に 出動し、消防の応援 等に従事したとき。	日額	1 , 0 8 0 円	任命権者が著しく 危険と認める区域 で従事したとき は、1 , 0 8 0 円 を加算する。
条例第 9 条の 3 に 規定する 手当	消防職員が法第 3 9 条第 2 項の規定によ り締結した三重県内 消防相互応援協定に 基づき、災害が発生 した市町に出動し、 消防の応援等に従事 したとき（緊急消防 援助隊が出動する規	日額	1 , 0 8 0 円	任命権者が著しく 危険と認める区域 で従事したとき は、1 , 0 8 0 円 を加算する。

	模の災害が発生した場合に限る。）。。			
--	--------------------	--	--	--

別表条例第 1 1 条に規定する手当の部を次のように改める。

条例第 1 1 条に規定する手当	1 災害対策本部の指示により警報の発令中等の危険な状況の中で現場作業に従事したとき。	日額	1, 0 8 0 円	(1) 庁外において業務に従事したときに限る。 (2) 日没時から日出時までの間に従事したときは、5 4 0 円を加算する。
	2 災害対策本部の指示により警報の発令中等の危険な状況の中で次に掲げる現場において行う巡回監視に従事したとき。 (1) 河川等の堤防等 (2) 危険防止のため通行が禁止されている区間内の道路	日額	7 1 0 円	日没時から日出時までの間に従事したときは、3 5 5 円を加算する。
	3 災害対策本部の指示により避難所の運営に従事したとき。	日額	7 1 0 円	日没時から日出時までの間に従事したときは、3 5 5 円を加算する。
	4 災害対策本部の指示により罹災証明に係る家屋調査に従事したとき。	日額	7 1 0 円	

別表条例第 12 条に規定する手当の部中「、斎場」及び「、安芸・津衛生センター、クリーンセンターくもず、一般廃棄物最終処分場」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表条例第 11 条に規定する手当の部の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

津市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 8 号

津市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
津市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則（令和 2 年津市規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「地域手当等」を「初任給調整手当等」に改め、同条中「地域手当」を「初任給調整手当、地域手当」に改める。

第 5 条の 2 第 1 0 項中「1 0 0 分の 1 5 0」を「1 0 0 分の 1 5 3 . 7 5」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（初任給調整手当に相当する報酬）

第 5 条の 3 法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の初任給調整手当に相当する報酬の支給については、第 2 条の規定の例による。ただし、給与条例第 1 7 条の 2 第 1 項に規定する特定額は、第 1 1 条により算出した額とする。

第 6 条中「法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）」を「パートタイム会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 9 号

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する
規則

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 1 8 年津市規則
第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「学歴免許、」を削る。

第 6 条を次のように改める。

（昇格の場合の級の基準）

第 6 条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成
績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合におい
て、その属する職務の級を第 4 条第 1 号に掲げる職務の級に昇格させるとき
は、市長がこれを定める。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 （第 5 条関係）

初任給基準表（行政職給料表）

学歴免許	初任給
大学卒	1 級 2 5 号給
短大卒	1 級 1 7 号給
高校卒	1 級 9 号給

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 0 号

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与の支給に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（初任給調整手当の支給等）

第 6 条の 2 条例第 1 7 条の 2 第 1 項の規則で定める額は、別表第 1 の左欄に掲げる職員の在勤する地域の区分に応じて、同表右欄に掲げる額とする。

2 条例第 1 7 条の 2 第 1 項の規則で定める日は、特定額（同項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。）が基準額（同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。）以上となった日の前日とする。

3 条例第 1 7 条の 2 第 2 項の規定による初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に条例第 3 9 条に規定する勤務時間を乗じ、その額を 1 2 で除して得た額（その額に 1 0 0 円未満の端数を生じたときは、これを 1 0 0 円に切り上げた額）（定年前再任用短時間勤務職員にあっては当該額に津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 3 4 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員及び育児休業法第 1 7 条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては当該額に勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を、育児休業法第 1 8 条第 1 項の規定により採用された職員及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 2 年津市条例第 3 号。以下「任期付職員条例」という。）第 4 条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）にあっては当該額に勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときは、その

端数を切り捨てた額とする。)とする。

4 条例第17条の2第3項の規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第1項の規定を適用するとした場合に同項に規定する特定額として算定されることとなる額（以下「権衡職員特定額」という。）が基準額を下回る職員とする。

5 前項に規定する職員の初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

6 第3項の規定は、第4項に規定する職員の初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、第3項中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

第7条第1項中「別表第1」を「別表第1の2」に、「育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）」を「育児短時間勤務職員等」に、「津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年津市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により任命権者が定めた勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）」を「算出率」に、「津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年津市条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」を「任期付短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「別表第1」を「別表第1の2」に改める。

第8条第3項第2号中「以上」の次に「（満18歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）」を加える。

第24条の2及び第25条第2項中「在職した」を「勤務した」に改める。

附則第3項、第4項、第7項及び第8項中「別表第1」を「別表第1の2」に改める。

別表第1中「、第22条」を削り、同表を別表第1の2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1（第6条の2関係）

職員の在勤する地域	基準額
東京都	1, 226円
三重県	1, 087円

別表第3備考1中「別表第1の」を「別表第1の2の」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年津市条例第36号）附則第23項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、津市職員の定年等に関する条例（平成18年津市条例第31号）第12条の規定に基づき採用された定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の津市職員の給与の支給に関する規則第6条の2第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 1 号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成 2 8 年津市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第 1 5 条第 1 項」を「第 1 9 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市わかすぎの里の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 2 号

津市わかすぎの里の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市わかすぎの里の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 1 7 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「次のとおり」を「1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日まで」に改め、同条の表を削る。

第 4 条の表中

「

わかすぎの里	ログハウス	使用開始日の午後 2 時から使用終了日の午前 1 1 時まで
	釣堀	午前 8 時から午後 5 時まで
	つかみ取り池	

を」

「

わかすぎの里	使用開始日の午後 2 時から使用終了日の午前 1 1 時まで
--------	--------------------------------

に」

改める。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 2 野外活動施設の使用許可を受けようとする者は、インターネットを利用して野外活動施設の使用の予約をすることができるシステムによる使用の予約をもって前項の規定による許可申請書の提出に代えることができる。

第 1 号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に次のように加える。

※ 申請者の代表者氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第 2 号様式中「あて先」を「宛先」に、

「ログハウス（棟）
釣堀 つかみ取り池

を

「ログハウス（棟）

に、

貸しテント	張り	A C 電源	区画	毛 布	枚
な べ	個	鉄 板	枚	網	枚
調理用具	セット				

を

A C 電源	区画	毛 布	枚	な べ	個
鉄 板	枚	網	枚	調理用具	セット

に改め

る。

第 3 号様式中

「ログハウス（棟）
釣堀 つかみ取り池

を

「ログハウス（棟）

に、

貸しテント	張り	A C 電源	区画	毛 布	枚
な べ	個	鉄 板	枚	網	枚
調理用具	セット				

を

A C 電 源	区 画	毛 布	枚	な べ	個
鉄 板	枚	網	枚	調理用具	セット

に改め

る。

第 4 号様式、第 5 様式及び第 6 号様式中「あて先」を「宛先」に、

ログハウス（棟）	を
釣堀 つかみ取り池	

ログハウス（棟）	に、
----------	----

貸しテント	張り	A C 電 源	区 画	毛 布	枚	
な べ	個	鉄 板	枚	網	枚	を
調理用具	セット					

A C 電 源	区 画	毛 布	枚	な べ	個
鉄 板	枚	網	枚	調理用具	セット

に改め

る。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この規則の施行前に改正前の津市わかすぎの里の設置及び管理に関する条

例施行規則の規定によりなされた使用に係る手続は、改正後の津市わかすぎの里の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定によりなされた使用に係る手続とみなす。

- 3 この規則の施行の日以後の使用に係る手続については、同日前においても改正後の規則の例により行うものとする。

津市青山高原保健休養地の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 3 号

津市青山高原保健休養地の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市青山高原保健休養地の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 1 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 7 条」を「第 2 4 条」に改める。

「テニスコート」 「テニスコート

第 3 条の表中 を フリーサイト に、

パターゴルフ場」 貸切ドッグラン」

4 月 1 日から 1 0 月 3 1 日まで	毎週木曜日（当該日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日）。ただし、ゴールデンウィーク並びに 7 月及び 8 月中は、この限りでない。	を
通年	1 毎週木曜日（当該日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日）。ただし、ゴールデンウィーク並びに 7 月及び 8 月中は、この限りでない。 2 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 4 日まで	

通年	1 毎週木曜日（当該日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日）。ただし、ゴールデンウィーク並びに 7 月及び 8 月中は、この限りでない。 2 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 4 日ま
----	--

	で	に改める。
--	---	-------

第4条の表を次のように改める。

施設		使用時間
スポーツ公園	水泳プール	午前10時から午後3時まで
	テニスコート	午前9時から午後5時まで
	貸別荘	使用開始日の午後1時から使用終了日の午前10時まで
	フリーサイト	使用開始日の午後1時から使用終了日の午前11時まで
	貸切ドッグラン	午前9時から午後5時まで
キャンプ場	バンガロー	使用開始日の午後1時から使用終了日の午前10時まで
	持込用テントサイト	使用開始日の午後1時から使用終了日の午前11時まで
	バーベキューハウス キャンプファイヤー場	午前9時から午後8時まで
オートキャンプ場	オートキャンプサイト	使用開始日の午後1時から使用終了日の午前11時まで
伊勢見公園	テニスコート	午前9時から午後5時まで

第5条第2項中「、パターゴルフ場又はキャンプ場」を「、貸別荘、フリーサイト、キャンプ場又はオートキャンプ場」に、「口頭」を「口頭又はインターネットを利用して保健休養地の使用の予約をすることができるシステムによる使用の予約」に、「又はパターゴルフ場又はキャンプ場」を「、貸別荘、フリーサイト、キャンプ場又はオートキャンプ場」に改める。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に次のように加える。

※ 申請者の代表者氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第2号様式中「あて先」を「宛先」に、

テニスコート（面）貸別荘（宿泊・休憩等）（1DK （4人用））

を

テニスコート（面）貸別荘（宿泊・休憩等）（1DK （4人用））フリーサイト貸切ドッグラン

に、

バーベキューハウス（人卓）ファイヤー場（回）		
オートキャン プサイト	AC電源（無 し・有り）	区画

を

バーベキューハウス（人卓） キャンプファイヤー場（回）			
オートキャン プサイト	AC電源（無 し・有り）	宿泊・ 日帰り	区画

に、「ファイ

ヤー場使用時間」を「キャンプファイヤー場使用時間」に改める。

第3号様式中

テニスコート（面）貸別荘（宿泊・休憩等）（1DK （4人用））

を

テニスコート（面）貸別荘（宿泊・休憩等）（1DK （4人用））フリーサイト貸切ドッグラン

に、

バーベキューハウス（人卓）ファイヤー場（回）		
オートキャン プサイト	AC電源（無 し・有り）	区画

を

バーベキューハウス（人卓） キャンプファイヤー場（回）			
--------------------------------	--	--	--

に、「ファイ

オートキャンプサイト	A C 電源（無し・有り）	宿泊・日帰り	区画
------------	---------------	--------	----

「ヤー場使用時間」を「キャンプファイヤー場使用時間」に改める。

第４号様式を次のように改める。

第 5 号様式中「あて先」を「宛先」に、

テニスコート（面） 貸別荘（宿泊・休憩等）（1DK （4人用））

を

テニスコート（面） 貸別荘（宿泊・休憩等）（1DK （4人用）） フリーサイト 貸切ドッグラン
--

に、

バーベキューハウス（人卓） ファイヤー場（回）		
オートキャン プサイト	AC電源（無 し・有り）	区画

を

バーベキューハウス（人卓） キャンプファイヤー場（回）			
オートキャン プサイト	AC電源（無 し・有り）	宿泊・ 日帰り	区画

に改める。

第 6 号様式及び第 7 号様式中「あて先」を「宛先」に、

テニスコート（面） 貸別荘（宿泊・休憩等）（1DK （4人用））

を

テニスコート（面） 貸別荘（宿泊・休憩等）（1DK （4人用）） フリーサイト 貸切ドッグラン
--

に、

バーベキューハウス（人卓） ファイヤー場（回）		
オートキャン プサイト	AC電源（無 し・有り）	区画

を

バーベキューハウス（人卓） キャンプファイヤー場（回）			
オートキャン プサイト	AC電源（無 し・有り）	宿泊・ 日帰り	区画

に、

第4号様式（第6条関係）

青山高原保健休養地使用券

津市青山高原保健休養地スポーツ公園内水泳プール使用券

1 小学生・中学生用

（表）

No. 個人使用券 (小学生・中学生)	施設名 津市青山高原保健休養地スポーツ公園内水泳プール 種 目 水泳	No.
施設名 津市青山高原 保健休養地ス ポーツ公園内 水泳プール	個人使用券 (小学生・中学生)	
種 目 水泳 年 月 日	年 月 日	
	(市章)	
_____円	・本券の発行をもって領収に代えます。 ・本券は、1人につき1枚、当日限り有効です。 _____円	
	津市青山高原保健休養地指定管理者	

（裏）

	○ 使用に際しては、本券を常に所持してください。 ○ 許可された使用目的以外に使用しないでください。 ○ 退場の際は、係員に本券を提示してください。
	津市青山高原保健休養地指定管理者

2 高校生以上・大人用

(表)

No.	No.
個人使用券 (高校生以上・大人)	施設名 津市青山高原保健休養地スポーツ公園内水泳プール 種 目 水泳
施設名 津市青山高原 保健休養地ス ポーツ公園内 水泳プール	個人使用券 (高校生以上・大人)
種 目 水泳 年 月 日	年 月 日
円	(市章)
	・本券の発行をもって領収に代えます。 ・本券は、1人につき1枚、当日限り有効です。
	円
	津市青山高原保健休養地指定管理者

(裏)

	○ 使用に際しては、本券を常に所持してください。 ○ 許可された使用目的以外に使用しないでください。 ○ 退場の際は、係員に本券を提示してください。
	津市青山高原保健休養地指定管理者

3 幼児・付添い用

(表)

No.	No.
個人使用券 (幼児・付添い)	施設名 津市青山高原保健休養地スポーツ公園内水泳プール 種 目 水泳
施設名 津市青山高原 保健休養地ス ポーツ公園内 水泳プール	個人使用券 (幼児・付添い)
種 目 水泳 年 月 日	年 月 日
円	(市章)
	・本券の発行をもって領収に代えます。 ・本券は、1人につき1枚、当日限り有効です。
	円
	津市青山高原保健休養地指定管理者

(裏)

	○ 使用に際しては、本券を常に所持してください。 ○ 許可された使用目的以外に使用しないでください。 ○ 退場の際は、係員に本券を提示してください。
	津市青山高原保健休養地指定管理者

「ファイヤー場使用時間」を「キャンプファイヤー場使用時間」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の津市青山高原保健休養地の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた使用に係る手続は、改正後の津市青山高原保健休養地の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定によりなされた使用に係る手続とみなす。
- 3 この規則の施行の日以後の使用に係る手続については、同日前においても改正後の規則の例により行うものとする。

津市錫杖湖畔キャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 4 号

津市錫杖湖畔キャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市錫杖湖畔キャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 1 7 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1 0 月 3 1 日」を「1 1 月 3 0 日」に改める。

第 3 条の表を次のように改める。

施設	使用時間
管理棟	午前 9 時から午後 9 時まで
バンガロー テント場 ファイヤーサークル	使用開始日の午前 1 1 時から使用終了日の午前 1 0 時まで
バーベキュー施設	午前 9 時から午後 3 時まで

第 1 号様式から第 5 号様式までを次のように改める。

第1号様式（第4条、第6条関係）

錫杖湖畔キャンプ場使用（使用変更）許可申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 - ）

住 所

申請者 団体名

氏名（代表者）

電 話

次のとおり津市錫杖湖畔キャンプ場を 使 用 したいので申請します。
使用変更

使 用 日 時	年 月 日（ 曜）午 前後 時 分から 年 月 日（ 曜）午 前後 時 分まで				
行 事 名					
使 用 目 的					
使 用 予 定 人 員			対象者		
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名					
使 用 する 施 設 （使用する施設 を記入してく ださい。）	会 議 室		月 日（ 曜）午 前後 時から午 前後 時まで		
	多 目 的 ホ ー ル		月 日（ 曜）午 前後 時から午 前後 時まで		
	バンガロー（A・B・C）		棟		
	テ ン ト 場		区画		
	バーベキュー施設		人		
	ファイヤー サークル （キャンプ ファイヤー 施設）	大	回		
	小	回			
使用する設備器具 （使用する設備 器具を記入し てください。）	バンガロー設備器具		棟	毛 布	枚
	電気コンセント （テント台）		個	な べ 等	点

※ 次の欄は、記入しないでください。

使 用 料	施 設 使 用 料	設 備 器 具 使 用 料	合 計
	円	円	円
許 可 条 件 等			

第2号様式（第5条―第7条関係）

（表）

錫杖湖畔キャンプ場使用（使用変更）許可書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった津市錫杖湖畔キャンプ場の使用について、次のとおり許可します。

使用日時	年 月 日（ 曜）午 前後 時から 年 月 日（ 曜）午 前後 時まで				
行事名					
使用目的					
使用予定人員			対象者		
使用責任者の住所及び氏名					
使用する施設	会議室		月 日（ 曜）午 前後	時から	午後 時まで
	多目的ホール		月 日（ 曜）午 前後	時から	午後 時まで
	バンガロー（A・B・C）		棟		
	テント場		区画		
	バーベキュー施設		人		
	ファイヤーサークル（キャンプファイヤー施設）	大	回		
小		回			
使用する設備器具	バンガロー設備器具		棟	毛 布	枚
	電気コンセント（テント台）		個	な べ 等	点
許可条件等					

※ 使用上の注意については、裏面をご覧ください。

(裏)

使 用 者 心 得

- 1 使用を開始するとき及び使用を終了したときは、管理事務所へ連絡してください。
- 2 使用の際、常に許可書を携帯し、職員の要求があったときは提示してください。
- 3 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないでください。
- 4 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないでください。
- 5 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないでください。
- 6 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに管理事務所へ連絡してください。
- 7 使用責任者の方は、非常口の場所、誘導方法等を非常時に備えてあらかじめ確認してください。
- 8 その他係員の指示に従ってください。

第3号様式（第7条関係）

錫杖湖畔キャンプ場使用許可取消届

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒 -)

住 所

申請者 団体名

氏名 (代表者)

電 話

次のとおり津市錫杖湖畔キャンプ場の使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け出ます。

取 消 し に 係 る 使 用 日 時	年 月 日 (曜) 午 前後 時 分から 年 月 日 (曜) 午 前後 時 分まで									
取 消 し に 係 る 行 事 名										
取 消 し に 係 る 施 設 〔 取消しを受けよう とする施設を記入 してください。 〕	会 議 室		月 日 (曜) 午 前後	時から	午 前後	時まで				
	多 目 的 ホ ー ル		月 日 (曜) 午 前後	時から	午 前後	時まで				
	バンガロー (A ・ B ・ C)		棟							
	テ ン ト 場		区画							
	バーベキュー施設		人							
	ファイヤー サークル (キャンプ ファイヤー 施設)	大							回	
	小							回		
取 消 し に 係 る 設 備 器 具 〔 取消しを受けよう とする設備器具を 記入してくださ い。 〕	バンガロー設備器具		棟	毛	布			枚		
	電 気 コ ン セ ン ト (テ ン ト 台)		個	な	ペ	等			点	
使 用 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号										
取 消 し を 受 け よ う と す る 理 由										

第4号様式（第8条関係）

錫杖湖畔キャンプ場使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒 -)

住 所

申請者 団体名

氏名 (代表者)

電 話

次のとおり津市錫杖湖畔キャンプ場の使用料の減額を受けたいので申請します。

使 用 日 時	年 月 日 (曜) 午 前 時 分から 年 月 日 (曜) 午 前 時 分まで									
行 事 名										
使 用 目 的										
使 用 す る 施 設 〔 使用する施設 を記入してく ださい。 〕	会 議 室			月 日 (曜) 午 前 時から 午 前 時まで						
	多 目 的 ホ ー ル			月 日 (曜) 午 前 時から 午 前 時まで						
	バンガロー (A ・ B ・ C)			棟						
	テ ン ト 場			区画						
	バーベキュー施設			人						
	ファイヤー サークル (キャンプ ファイヤー 施設)		大	回						
		小	回							
使用する設備器具 〔 使用する設備 器具を記入し てください。 〕	バンガロー設備器具		棟	毛 布	枚					
	電気コンセント (テント台)		個	な べ 等	点					
減 免 申 請 の 理 由										

※ 次の欄は、記入しないでください。

使 用 料	減 免 率	減 免 金 額	差 引 使 用 料	備 考
円	%	円	円	

錫杖湖畔キャンプ場使用料還付申請書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒 -)

住 所

申請者 団体名

氏名 (代表者)

電 話

次のとおり津市錫杖湖畔キャンプ場の使用料の還 付を受けたいので申請します。

還付の対象となる 使 用 日 時	年 月 日 (曜) 午 前 後 時 分から 年 月 日 (曜) 午 前 後 時 分まで					
還 付 対 象 施 設 (還付の対象となる施設を記入してください。)	会 議 室		月 日 (曜) 午 前 後 時から午 前 後 時まで			
	多 目 的 ホ ー ル		月 日 (曜) 午 前 後 時から午 前 後 時まで			
	バンガロー (A ・ B ・ C)		棟			
	テ ン ト 場		区画			
	バ ー ベ キ ュ ー 施 設		人			
	ファイヤーサークル (キャンプファイヤー施設)	大	回			
		小	回			
還付対象設備器具 (還付の対象となる設備器具を記入してください。)	バンガロー設備器具		棟	毛 布	枚	
	電 気 コ ン セ ン ト (テント台)		個	な べ 等	点	
既 納 の 使 用 料	納 付 年 月 日		年 月 日			
	納 付 金 額		円			
還 付 申 請 の 理 由						

※ 次の欄は、記入しないでください。

納 付 金 額	還 付 金 額	備 考
円	円	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に改正前の津市錫杖湖畔キャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた使用に係る手続は、改正後の津市錫杖湖畔キャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定によりなされた使用に係る手続とみなす。
- 3 この規則の施行の日以後の使用に係る手続については、同日前においても改正後の規則の例により行うものとする。

津市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行取扱規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 5 号

津市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行取扱規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号。以下「法」という。）、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令（平成 1 4 年政令第 3 6 7 号）及びマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成 1 4 年国土交通省令第 1 1 6 号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(除却等の必要性に係る認定の申請)

第 2 条 省令第 7 6 条の 2 5 第 1 項第 3 号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震判定委員会（既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する団体が建築物の耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 条第 1 項に規定する耐震診断をいう。以下同じ。）の結果並びに耐震改修計画に関する評価及び判定を行うために設置した機関をいう。）又は市長が適切であると認めた者が建築物の耐震診断の結果について、同法第 1 2 条第 1 項に規定する技術指針事項に基づき適切であると判定した書類（以下「耐震診断の判定書」という。）の写し
- (2) 建築物の耐震診断を行った者が建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 2 8 号）第 5 条第 1 項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類の写し
- (3) 次の表の左欄に掲げる図書に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる記載事項を明示したもの

図書	記載事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物

配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	擁壁の位置その他安全上適当な措置
	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
各階平面図	縮尺及び方位
	壁及び筋かいの位置及び種類
	通し柱及び開口部の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

(4) その他市長が必要と認める書類

2 省令第76条の25第1項の規定にかかわらず、法第163条の56第1項の認定を受けようとするマンションについて同項の規定により認定の申請を行おうとする者は、省令第76条の25第1項第2号に規定する構造計算書を添えることを要しないものとする。

3 省令第76条の25第2項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 申請に係る建築物について法第163条の56第2項第2号から第5号までの国土交通大臣が定める基準に係る調査を行った者が、当該基準において調査を行うこととされている者に該当することを証する書類の写し

(2) 第1項第3号に掲げる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(除却等の必要性に係る認定の申請の取下げ)

第3条 法第163条の56第1項の規定による認定の申請を行った者が、その処分があるまでに当該申請を取り下げようとする場合にあっては、取下届(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(除却等の必要性に係る認定をしない旨の通知)

第4条 市長は、法第163条の56第1項の認定をしないときは、認定しない旨の通知書(第2号様式)により当該認定の申請を行った者に通知するも

のとする。

(容積率等の特例に係る許可の申請)

第5条 省令第76条の30第1項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 省令第76条の28の除却等の必要性に係る認定通知書の写し
- (2) 次の表の左欄に掲げる図書に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる記載事項を明示したもの

図書	記載事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	擁壁の位置その他安全上適当な措置
	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
	敷地に接する道路の位置、幅員及び種類
	下水管、下水溝、ためますその他これらに類する施設の位置及び排水経路又は処理経路
敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
各階平面図	縮尺及び方位
	間取、各室の用途及び床面積
	壁及び筋かいの位置及び種類
	通し柱及び開口部の位置
	延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
二面以上の立面図	縮尺
	開口部の位置
	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造

二面以上の断面図	縮尺
	地盤面
	各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ
	地盤面を算定するための算式
日影図	縮尺及び方位
	敷地境界線
	敷地に接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員
	敷地内における建築物の位置
	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ
	建築物が冬至日の真太陽時による午前８時から３０分ごとに午後４時までの各時刻に地盤面に生じさせる日影の形状
	建築物が冬至日の真太陽時による午前８時から午後４時までの間に地盤面上の主要な点に生じさせる日影時間
	建築物が冬至日の真太陽時による午前８時から午後４時までの間に地盤面上の主要な点に生じさせる日影の等時間日影線
	土地の高低
日影形状算定表	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式

(3) その他市長が必要と認める書類

（容積率等の特例に係る許可の申請の取下げ）

第 6 条 法第 163 条の 59 第 1 項の規定による許可の申請を行った者が、その処分があるまでに当該申請を取り下げようとする場合にあっては、取下届（第 3 号様式）を市長に提出するものとする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 6 号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 2 0 年津市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 プール	津市久居中央スポーツ公園内プール	1 午前 9 時から午後 5 時まで 2 当該プールの使用期間は、6 月 1 日から 9 月 3 0 日までの間において市長が定める期間とする。
	津市美里幼児プール	1 午前 1 0 時から午後 3 時まで 2 当該プールの使用期間は、7 月 1 日から 8 月 3 1 日までの間において市長が定める期間とする。
	津市香良洲プール	1 午前 1 0 時から午後 4 時まで 2 当該プールの使用期間は、7 月 2 0 日から 8 月 3 1 日までの間において市長が定める期間とする。
	津市白山川口プール	1 午前 1 0 時から午後 3 時まで（専用で使用する場合に限る。） 2 当該プールの使用期間は、7 月 2 0 日から 8 月 3 1 日までの間において市長が定める期間とする。

テニス コート	津市古道公園内テ ニスコート	午前 9 時から午後 9 時（音響装置にあつては、 午後 5 時）まで
	津市古河公園内テ ニスコート	午前 9 時から午後 5 時まで
	津市海浜公園内テ ニスコート	
	津市民テニスコ ート	午前 9 時から午後 9 時（音響装置・映写装置 （モニターを含む。）にあつては、午後 5 時） まで
	津市久居スポーツ 公園内テニスコ ート	午前 9 時から午後 9 時まで
	津市庄司庵公園内 テニスコート	
	津市河芸テニスコ ート	午前 6 時から午後 1 0 時まで
	津市芸濃テニスコ ート	
	津市美里テニスコ ート	午前 6 時から午後 1 0 時（1 1 月 1 日から翌 年の 4 月 3 0 日までの期間にあつては、午後 5 時）まで
	津市安濃中央総合 公園内テニスコ ート	午前 9 時から午後 9 時 3 0 分まで
	津市香良洲テニス コート	午前 8 時から午後 5 時まで
	津市一志テニスコ	午前 8 時 3 0 分から午後 9 時まで

ート	
津市白山テニスコート	午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時まで
津市フットパーク 美杉内テニスコート	午前 8 時から午後 5 時まで

を
「

プール	津市美里幼児プール	1 午前 1 0 時から午後 3 時まで 2 当該プールの使用期間は、7 月 1 日から 8 月 3 1 日までの間において市長が定める期間とする。
	津市香良洲プール	1 午前 1 0 時から午後 4 時まで 2 当該プールの使用期間は、7 月 2 0 日から 8 月 3 1 日までの間において市長が定める期間とする。
	津市白山川口プール	1 午前 1 0 時から午後 3 時まで（専用で使用する場合に限る。） 2 当該プールの使用期間は、7 月 2 0 日から 8 月 3 1 日までの間において市長が定める期間とする。
	津市古道公園内テニスコート	午前 9 時から午後 9 時（音響装置にあっては、午後 5 時）まで
	津市古河公園内テニスコート	午前 9 時から午後 5 時まで
	津市民テニスコート	午前 9 時から午後 9 時（音響装置・映写装置（モニターを含む。）にあっては、午後 5 時）まで

テニス コート	津市久居スポーツ 公園内テニスコ ート	午前 9 時から午後 9 時まで
	津市庄司庵公園内 テニスコート	
	津市河芸テニスコ ート	午前 6 時から午後 1 0 時まで
	津市芸濃テニスコ ート	
	津市美里テニスコ ート	午前 6 時から午後 1 0 時（1 1 月 1 日から翌 年の 4 月 3 0 日までの期間にあっては、午後 5 時）まで
	津市安濃中央総合 公園内テニスコ ート	
	津市香良洲テニス コート	午前 8 時から午後 5 時まで
	津市一志テニスコ ート	午前 8 時 3 0 分から午後 9 時まで
	津市白山テニスコ ート	午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時まで
	津市フットパーク 美杉内テニスコ ート	午前 8 時から午後 5 時まで

に改める。

第 2 条 津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のよう
に改正する。

別表中

テニス コート	津市古道公園内テ ニスコート	午前 9 時から午後 9 時（音響装置にあっては、 午後 5 時）まで
	津市古河公園内テ ニスコート	午前 9 時から午後 5 時まで
	津市民テニスコー ト	午前 9 時から午後 9 時（音響装置・映写装置 （モニターを含む。）にあっては、午後 5 時） まで
	津市久居スポーツ 公園内テニスコー ト	午前 9 時から午後 9 時まで
	津市庄司庵公園内 テニスコート	
	津市河芸テニスコ ート	午前 6 時から午後 1 0 時まで
	津市芸濃テニスコ ート	
	津市美里テニスコ ート	午前 6 時から午後 1 0 時（1 1 月 1 日から翌 年の 4 月 3 0 日までの期間にあっては、午後 5 時）まで
	津市安濃中央総合 公園内テニスコー ト	午前 9 時から午後 9 時 3 0 分まで
	津市香良洲テニス コート	午前 8 時から午後 5 時まで
	津市一志テニスコ ート	午前 8 時 3 0 分から午後 9 時まで
	津市白山テニスコ	午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時まで

ート	
津市フットパーク 美杉内テニスコ ート	午前 8 時から午後 5 時まで

を「

テニス コート	津市古道公園内テ ニスコート	午前 9 時から午後 9 時（音響装置にあつては、 午後 5 時）まで
	津市古河公園内テ ニスコート	午前 9 時から午後 5 時まで
	津市民テニスコ ート	午前 9 時から午後 9 時（音響装置・映写装置 （モニターを含む。）にあつては、午後 5 時） まで
	津市久居スポーツ 公園内テニスコ ート	午前 9 時から午後 9 時まで
	津市庄司庵公園内 テニスコート	
	津市河芸テニスコ ート	午前 6 時から午後 1 0 時まで
	津市芸濃テニスコ ート	
	津市安濃中央総合 公園内テニスコ ート	午前 9 時から午後 9 時 3 0 分まで
	津市香良洲テニス コート	午前 8 時から午後 5 時まで
	津市一志テニスコ	午前 8 時 3 0 分から午後 9 時まで

	ート	
	津市白山テニスコート	午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時まで
	津市フットパーク 美杉内テニスコート	午前 8 時から午後 5 時まで

に改める。

附 則

この規則中第 1 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 1 0 月 1 日から施行する。

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 7 号

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 2 2 年津市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（路線定期運行に係る路線及び区域運行に係る区域）」に改め、同条第 1 項中「路線の起点及び終点、運行日等」を「路線定期運行に係る路線及び区域運行に係る区域」に改める。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（区域運行の利用手続）

第 2 条の 2 区域運行を利用しようとする者（その者と同乗する者を除く。）

は、あらかじめ区域運行の利用に係る登録（以下「利用登録」という。）を行うものとする。

2 前項の利用登録を行った者（以下「利用登録者」という。）が区域運行を利用しようとするときは、あらかじめ乗車の予約（以下「乗車予約」という。）をしなければならない。

3 区域運行は、利用登録者の乗車予約に応じて、利用登録者の乗合により運行するものとし、その乗降場所は、市長が別に定める停留所とする。

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 定期乗車券は、使用開始日の 1 4 日前から購入できるものとする。

第 5 条第 1 項中「は、降車の際に、」を「にあっては」に改め、「という。）を」の次に「、同表備考 2 の規定の適用を受けようとする者にあっては運転経歴証明書を、降車の際に」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

2 条例別表第 2 備考 1 の規定の適用を受けようとする者にあっては身体障害者手帳等を、同表備考 2 の規定の適用を受けようとする者にあっては運転経歴証明書を、定期乗車券の購入の際に提示しなければならない。

第 6 条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「を免除」を「から 2

00円を減額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項のICカードと併せて運転経歴証明書を提示した者については、条例第7条の規定により使用料を免除するものとする。

第7条第1項第1号中「同表備考」を「同表備考1及び2」に改め、同項第2号中「当該回数乗車券に係る条例別表第3金額の欄に掲げる金額を12で除して得た額」を「当該回数乗車券1枚当たりの券面額を1.2で除して得た額」に改める。

第8条第1項中「別表第1備考2」を「別表第1備考3」に改め、同条第3項中「当日」の次に「1枚につき」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

路線定期運行に係る路線

地域	路線の名称	起点	終点	運行日	運行の区分
北部地域 河芸	河芸循環ルート	河芸総合支所	河芸総合支所	月曜日、水曜日及び土曜日	循環運行
	河芸南・一身田・白塚循環ルート	河芸総合支所	河芸総合支所	火曜日、木曜日及び金曜日	循環運行
南部地域 久居	久居北・片田・高茶屋ルート	久居駅東口	片田団地	火曜日及び金曜日	往復運行
	久居南・雲出ルート	イオンモール津南	三重中央医療センター	水曜日及び土曜日	往復運行
北西部地域 芸濃	芸濃北ルート	長徳寺	芸濃総合支所	火曜日	往復運行
	芸濃南ルート	北畑	芸濃総合支所	水曜日	往復運行
南西部地域 一志	一志東・伊勢中川駅ルート	伊勢中川駅東口	とことめの里一志	月曜日及び水曜日	往復運行
	一志西循環ルート	とことめの里一志	とことめの里一志	火曜日及び木曜日	循環運行
南西部地域 白山	倭・八ツ山・一志病院ルート	榊原車庫前	一志病院	毎日	往復運行
		一志病院	榊原温泉口駅		
		文化センター	一志病院	月曜日、火曜日、水曜日、木曜	片道運行

		一志病院	きずな	日 及 び 金 曜 日 (市長が別に定める区間にあつては、月曜日、水曜日及び金曜日)	
		榑原温泉口 駅	家城駅前	毎日	片道運行
	元取・家城 ルート	上福田山	榑原温泉口 駅	月曜日、火曜日、水曜日、木曜日及び金曜日	片道運行
	川口・大三 ・三重中央 医療センター ルート	榑原温泉口 駅	三重中央医療センター	火曜日及び木曜日	往復運行
		三重中央医療センター	白山総合支 所前		片道運行
南西部 地域美 杉	美杉東ルート	丹生俣	榑原温泉口 駅	火曜日、水曜日及び金曜日	往復運行
		丹生俣	マックスバ リュ（川口 店）		
	美杉西ルート	川上	榑原温泉口 駅	火曜日、水曜日及び金曜日	往復運行
		川上	マックスバ リュ（川口 店）		
	観光ルート	伊勢奥津駅 前	敷津	市長が別に定める日	往復運行

		伊勢奥津駅前	北畠神社前		
		伊勢奥津駅前	下之川出張所前		
		伊勢奥津駅前	下太郎生		

区域運行に係る区域

地域	運行区域	運行日
南部地域 久居	久居地域全域、津地域の一部及び白山地域の一部	月曜日、火曜日及び金曜日。ただし、運行日ごとに利用することができる停留所は、市長が別に定める。
北西部地域 芸濃	芸濃地域全域	月曜日及び金曜日
北西部地域 安濃	安濃地域全域、津地域の一部及び芸濃地域の一部	月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日
南西部地域 美里	美里地域全域、津地域の一部及び久居地域の一部	月曜日、火曜日、水曜日及び金曜日
南西部地域 一志	一志地域全域、久居地域の一部及び白山地域の一部	金曜日
南西部地域 白山	白山地域全域	月曜日、水曜日及び金曜日
南西部地域 美杉	美杉地域全域、白山地域の一部及び奈良県宇陀郡御杖村神末地域の一部	火曜日、水曜日及び金曜日

附 則

- この規則は、令和８年４月１日から施行する。

- 2 この規則の施行前に発行した定期乗車券に係る使用料の還付については、
なお従前の例による。

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 8 号

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 30 年津市規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 4 条」を「第 5 0 条」に、「第 4 5 条・第 4 6 条」を「第 5 1 条・第 5 2 条」に改める。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (8) 乳児等通園支援 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業として行う同項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。

第 3 7 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 乳児等通園支援に関する事業

第 4 2 条及び第 4 3 条中「利用者」を「預かり保育利用者」に改める。

第 4 6 条を第 5 2 条とし、第 4 5 条を第 5 1 条とする。

第 8 章中第 4 4 条の次に次の 6 条を加える。

（乳児等通園支援の実施施設）

第 4 5 条 乳児等通園支援を実施する施設（以下「乳児等通園支援施設」という。）は、津市立香良洲浜っ子幼児園とする。

（乳児等通園支援の利用定員）

第 4 6 条 乳児等通園支援の利用定員は、1 時間当たり 5 人とする。

（乳児等通園支援を行う日）

第 4 7 条 乳児等通園支援施設は、第 3 9 条各号に掲げる日以外の日において、乳児等通園支援を行うことができる。ただし、市長が乳児等通園支援施設の管理上必要があると認めるときは、臨時に休業日を定めることができる。

（乳児等通園支援を行う時間）

第 4 8 条 乳児等通園支援を行う時間は、午前 9 時から午後 3 時までとする。
ただし、市長が乳児等通園支援施設の管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（乳児等通園支援の利用料）

第 4 9 条 市長は、乳児等通園支援を利用する乳児又は幼児の乳児等支援給付認定保護者（法 3 0 条の 1 5 第 3 項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。）（以下「乳児等通園支援利用者」という。）から当該乳児等通園支援を行うために必要な経費の一部として、別表第 3 に定める額を徴収するものとする。

（乳児等通園支援の利用料の納付）

第 5 0 条 市長は、乳児等通園支援の利用があつたときは、速やかにその利用料の納付について、乳児等通園支援利用者に通知するものとする。

2 乳児等通園支援利用者は、前項の規定による通知を受けたときは、市長の指定する期日までに利用料を納付しなければならない。

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3 （第 4 9 条関係）

乳児等通園支援を利用する乳児又は幼児の属する世帯の区分	利用時間 1 時間当たりの利用料
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0 円
市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割合算額が 7 7, 1 0 1 円未満の世帯又は児童福祉法第 2 5 条の 2 第 1 項に規定する要保護児童若しくは要支援児童のいる世帯等のうち、利用料を軽減することが適当であると認められる世帯	1 0 0 円
上記以外の世帯	3 0 0 円

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市産後ケア事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 9 号

津市産後ケア事業実施規則の一部を改正する規則

津市産後ケア事業実施規則（平成 2 6 年津市規則第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（対象者）

第 2 条 事業を利用することができる者は、本市の区域内に住所を有し、事業を必要とする者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 出産後 1 年以内の女子
- (2) 自宅において養育が可能である乳児（前号の者と事業を利用する場合に限る。）
- (3) 流産又は死産後 1 年以内の女子
- (4) その他市長が支援の必要があると認める者

第 8 条を次のように改める。

（自己負担額）

第 8 条 利用者又は利用者の保護者は、別表に掲げる額を 1 日当たりの自己負担額として委託医療機関等に支払うものとする。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

利用種別	区分	市町村民税課税世帯	市町村民税非課税世帯	生活保護受給世帯
宿泊型	母子	3, 5 0 0 円	1, 7 5 0 円	0 円
	母のみ	3, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円	0 円
通所型	母子	2, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円	0 円
	母のみ			
訪問型	母子	1, 2 0 0 円	6 0 0 円	0 円
	母のみ			

備考

- 1 市町村民税課税世帯に属する利用者が、多生児について事業を利用する場合は、2人目以降の多生児1人につき、宿泊型（母子）にあっては1日当たり1,000円を、宿泊型（母のみ）にあっては1日当たり800円を、通所型にあっては1日当たり300円を、訪問型にあっては1日当たり100円をそれぞれ加算する。
- 2 市町村民税非課税世帯に属する利用者が、多生児について事業を利用する場合は、2人目以降の多生児1人につき、宿泊型（母子）にあっては1日当たり500円を、宿泊型（母のみ）にあっては1日当たり300円を、通所型にあっては1日当たり150円を、訪問型にあっては1日当たり50円をそれぞれ加算する。

第1号様式中

- 「2 子の氏名・性別 (男・女)
- 3 出産施設名
- 4 分娩（出生）日 年 月 日
- 5 利用施設
- 6 利用種別 宿泊 ・ 通所 ・ 訪問 を
- 7 利用予定期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 8 医療機関等の意見
- 意見記入者」
- 「2 出産日（その他）
- 3 利用予定期間」に

改める。

第2号様式中

- 「1 利用期間 年 月 日から 年 月 日まで (日間) を
- 2 利用施設
- 3 利用形態 宿泊 ・ 通所 ・ 訪問」
- 「利用期間」に

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市産後ケア事業実施規則の規定は、この規則の施行の日以後の

利用に係る事業について適用し、同日前の利用に係る事業については、なお従前の例による。

津市都市計画法施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 3 0 号

津市都市計画法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市都市計画法施行取扱規則（平成 1 8 年津市規則第 1 9 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式及び第 2 号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、

「	法令による 登録番号等		を
---	----------------	--	---

「	法令による 登録番号等	法令名 登録番号等 許可日又は有効期間	に
---	----------------	---------------------------	---

改める。

第 3 号様式中「ウ 未線引区域」を「ウ 非線引区域 エ 都市計画区域外」
「ア 用途地域」を「ア 用途地域（ ）」に、
「イ その他の地域地区」を「イ その他の地域地区（ ）」に、
「公園施設」を「公園・緑地施設」に改める。

第 4 号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に次のように加える。

備考 権利者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第 5 号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に次のように加える。

備考 申請者の欄については申請者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を、使用者の欄については使用者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

「開発区域の面積

第 6 号様式中「開発区域の面積」を に改める。

条件」

第 6 号様式の 2 中「あて先」を「宛先」に、

「（〒 ）

住所
申請者 氏 名 印
〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在 地、名称及び代表者の氏名 〕を
電 話
「 (〒)

住所
届出者 氏 名
〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在 地、名称及び代表者の氏名 〕
電 話
に、

住所
連絡先 氏 名
電 話

住所
代理人 氏 名
電 話

「

所在地及び地番	地目	公 簿 面 積 (㎡)

」

を

地名	地番	地目	地 積 (㎡)

に改める。

第 6 号様式の 4 中「第 6 条の 2」を「第 6 条の 3」に、「あて先」を「宛先」に改め、「図」を削り、

「 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	自己居住用・自己業務用・その他のもの を
---	-------------------------

そ の 他 必 要 な 事 項	
-----------------	--

自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	自己居住用・自己業務用・その他のもの
都市計画法第34条の該当する 号及び該当する理由	
そ の 他 必 要 な 事 項	

に

改め、同様式備考1を次のように改める

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、この協議が成立することにより、同法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなす。

「予定建築物等の用途

第6号様式の5中「予定建築物等の用途」を

に改め

条件

」

る。

第7号様式を次のように改める。

第 7 号様式（第 7 条関係）

開 発 行 為 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名）

電 話

住 所

連絡先 氏 名

電 話

住 所

代理人 氏 名

電 話

都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。

開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	市 街 化 区 域 市 街 化 調 整 区 域 非 線 引 都 市 計 画 区 域 外	所在地及び地番	
	2 開 発 区 域 の 面 積	地目	公簿面積 m ²	実測面積 m ²
	3 予定建築物等の用途			
	4 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	自己居住用・自己業務用・その他のもの		
	5 工事施行者住所氏名			

	都市計画法第 34 条の 6 該当する号及び該当 す る 理 由		
	7 その他必要な事項		
開 発 行 為 許 可 の年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号		
変 更 の 理 由			
申 請 手 数 料		円	

「開発区域の面積

第 8 号様式中「開発区域の面積」を に改める。

条件 」

第 8 号様式の 2 中「あて先」を「宛先」に改め、「回」を削り、同様式備考 1 を次のように改める。

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 1 0 条第 1 項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は第 2 6 条第 1 項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、この協議が成立することにより、同法第 1 2 条第 1 項又は第 3 0 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。

第 9 号様式を次のように改める。

第 9 号様式（第 8 条関係）

開 発 行 為 変 更 届 出 書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

届出者 氏 名

（法人その他の団体にあつては、主
たる事務所又は事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名

電 話

連絡先 住 所
氏 名
電 話

代理人 住 所
氏 名
電 話

都市計画法第35条の 2 第 3 項の規定により、開発行為の変更について次のとおり届け出ます。

1 開発許可年月日及び番 号	年 月 日 第 号
2 開発区域に含まれる地 域 の 名 称	所在地及び地番
3 変更に係る事項	(変更前)
	(変更後)
4 変 更 年 月 日	
5 変 更 の 理 由	

第 1 0 号様式中「あて先」を「宛先」に、

「 (〒)

住 所

届出者 氏 名 印

(法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名) を

電 話 」

「 (〒)

住 所

届出者 氏 名

(法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名)

電 話

に、「第 1 0 条」を「第 9 条」に、

住 所

連絡先 氏 名

電 話

住 所

代理人 氏 名

電 話

」

「 開発区域に含まれ
る 地 域 の 名 称 』 を

「 開発区域に含まれ
る 地 域 の 名 称 所在地及び地番 』 に、

「

連 絡 先	住所 氏名 電話
工 事 施 行 者	住所 氏名 電話
工 事 監 理 者 又 は 設 計 者	住所 氏名 電話

」 を

「	連 絡 先	担当者	電話	
	夜 間 連 絡 先	担当者	電話	
	工 事 施 行 者	住所又は所在地 氏名又は名称 担当者	電話	に
	設 計 者	住所又は所在地 名称又は名称 担当者	電話	」

改める。

第 1 1 号様式中「許 可 番 号 第 号 を
許 可 者 津市長 」を

「許 可 番 号 第 号」に、

「開 発 区 域 の 面 積
予 定 建 築 物 等 の 用 途」を「開 発 区 域 の 面 積」に改

め、「工 事 監 理 者 の 住所
氏名 電話」を削る。

第 1 1 号様式の 2 及び第 1 1 号様式の 3 中「あて先」を「宛先」に改め、
「㊤」を削る。

第 1 2 号様式中「あて先」を「宛先」に、

「 (〒)

住 所

申請者 氏 名 印

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名

電 話 」

「 (〒)

住 所

申請者 氏 名

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名

電 話

に改める。

住所
連絡先 氏名
電話

住所
代理人 氏名
電話

」

「予定建築物等の用途

第13号様式中「予定建築物等の用途」を に改める。

条件

」

第14号様式中「あて先」を「宛先」に、
「 (〒)

住所
申請者 氏名 印

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名
電話

」

「 (〒)

住所
申請者 氏名

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名
電話

に、「開発許可」を「開発行為許

住所
連絡先 氏名
電話

住所
代理人 氏名
電話

」

可」に改める。

「土地の面積

第 15 号様式中「土地の面積」を に改める。

条件 」

第 16 号様式中「あて先」を「宛先」に、

「 (〒)

住 所

申請者 氏 名 印

(法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在 地、名称及び代表者の氏名
電 話) を

「 (〒)

住 所

申請者 氏 名

(法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在 地、名称及び代表者の氏名
電 話)

に改める。

住 所

連絡先 氏 名

電 話

住 所

代理人 氏 名

電 話

「建築物等の用途

第 17 号様式中「建築物等の用途」を に改める。

条件 」

第 17 号様式の 2 中「あて先」を「宛先」に改め、「図」を削る。

「建築物等の用途

第 17 号様式の 3 中「建築物等の用途」を に改める。

条件 」

「土地の面積

第 18 号様式中「土地の面積」を に改める。

条件 」

第 18 号様式の 2 中「あて先」を「宛先」に改め、「国」を削る。

「予定建築物等の用途

第 18 号様式の 3 中「予定建築物等の用途」を に改
条件 」

める。

第 19 号様式中「あて先」を「宛先」に、

「 (〒)

住 所

申請者 氏 名 印

(法人その他の団体にあつては、) を
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名
電 話 」

「 (〒)

住 所

届出者 氏 名

(法人その他の団体にあつては、)
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名
電 話

に改める。

住 所

連絡先 氏 名

電 話

住 所

代理人 氏 名

電 話

」

第 20 号様式中「あて先」を「宛先」に、

「 (〒)

住 所

申請者 氏 名 印
〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名
電 話 〕

「 (〒)

住 所

申請者 氏 名
〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名
電 話

に改める。

住 所

連絡先 氏 名
電 話

住 所

代理人 氏 名
電 話 〕

第 2 2 号様式中

工 事 完 了 検 査	工区	年	月	日	第	号	公告	年	月	日	第	号	を
	工区	年	月	日	第	号	公告	年	月	日	第	号	
	工区	年	月	日	第	号	公告	年	月	日	第	号	
	工区	年	月	日	第	号	公告	年	月	日	第	号	
	工区	年	月	日	第	号	公告	年	月	日	第	号	

工 事 完 了 検 査	検 査 済 証						公 告						に改め
	工区	年	月	日	第	号	年	月	日	第	号		
	工区	年	月	日	第	号	年	月	日	第	号		
	工区	年	月	日	第	号	年	月	日	第	号		
	工区	年	月	日	第	号	年	月	日	第	号		

る。

第 2 3 号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊤」を削る。

第 2 4 号様式の 2 中「あて先」を「宛先」に改め、「㊤」を削る。

第 2 6 号様式中「あて先」を「宛先」に、

「 (〒)

住 所

申請者 氏 名 印

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名

を

電 話

」

「 (〒)

住 所

申請者 氏 名

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名

電 話

に、「第 6 0 条」を 「第 6 0 条 第 第

住 所

連絡先 氏 名

電 話

住 所

代理人 氏 名

電 話

」

1 項

に、

2 項」

用 途		構 造	
階 数		延 べ 面 積	m ²

を

工 事 種 別	新築 増築 改築 その他（		
---------	------------------------------	--	--

に

改める。

「土地の所在、地番
第 27 号様式中 を
建築物等の用途、構造、規模」
「建築主の住所、氏名

土地の所在、地番、面積 に改める。

建築物等の用途 」

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 3 1 号

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 2 0 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、第 6 3 条第 3 項第 5 号イ又は第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 5 号イ」を「又は第 6 3 条第 3 項第 5 号イ」に改め、同条第 2 項中「、第 6 3 条第 3 項第 7 号イ又は第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 7 号イ」を「又は第 6 3 条第 3 項第 7 号イ」に改める。

第 9 条第 1 項中「、第 6 3 条第 3 項第 5 号イ又は第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 5 号イ」を「又は第 6 3 条第 3 項第 5 号イ」に改める。

第 1 号様式中「あて先」を「宛先」に、

「 (〒)

住 所

申請者 氏 名 印

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名
電 話

を

「 (〒)

住 所

申請者 氏 名

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名
電 話

住所
連絡先 氏名
電話

住所
代理人 氏名
電話

に、

「第28条の4第3項第5号イ
第31条の2第2項第14号ハ
第62条の3第4項第14号ハ
第63条第3項第5号イ
第68条の6第3項第5号イ」

「第28条の4第3項第5号イ
第31条の2第2項第14号ハ
第62条の3第4項第14号ハ
第63条第3項第5号イ

に改

める。

第2号様式中「あて先」を「宛先」に、

「(〒)

住所
申請者 氏名 印

(法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名
電話) を

「(〒)

住所
申請者 氏名

(法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名
電話)

に、

住所
連絡先 氏名
電話
住所

代理人 氏 名
電 話

」

「第 28 条の 4 第 3 項第 7 号イ
第 63 条第 3 項第 7 号イ
第 68 条の 6 第 9 第 3 項第 7 号イ」

「第 28 条の 4 第 3 項第 7 号イ
第 63 条第 3 項第 7 号イ」

を に改め

る。

「第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ
第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ
第 3 号様式中 第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ を
第 63 条第 3 項第 5 号イ
第 68 条の 6 第 9 第 3 項第 5 号イ」

「
第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ
第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ
第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ に改める。
第 63 条第 3 項第 5 号イ
」

「第 28 条の 4 第 3 項第 7 号イ
第 4 号様式中 第 63 条第 3 項第 7 号イ を
第 68 条の 6 第 9 第 3 項第 7 号イ」

「
第 28 条の 4 第 3 項第 7 号イ
第 63 条第 3 項第 7 号イ に改める。
」

第 5 号様式中「あて先」を「宛先」に、

「 (〒)

住 所

申請者 氏 名 印

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名

電 話

」

「 (〒)

住 所

申請者 氏 名

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名

電 話

に、

住 所

連絡先 氏 名

電 話

住 所

代理人 氏 名

電 話

」

「第28条の4第3項第5号イ

第31条の2第2項第14号ハ

第62条の3第4項第14号ハ を

第63条第3項第5号イ

第68条の6第3項第5号イ」

「第28条の4第3項第5号イ

第31条の2第2項第14号ハ

第62条の3第4項第14号ハ

第63条第3項第5号イ

に改

」

める。

第7号様式中「あて先」を「宛先」に、

「（〒 ）

住 所

届出者 氏 名

印

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名

を

電 話

」

「（〒 ）

住 所

届出者 氏 名

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名

電 話

住所
連絡先 氏名
電話
住所
代理人 氏名
電話
に改める。
」

第8号様式中「あて先」を「宛先」に、
「 (〒)

住所
届出者（承継人） 氏名 印
（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名
電話
」
「 (〒)

住所
届出者（承継人） 氏名
（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名
電話
に改める。

住所
連絡先 氏名
電話
住所
代理人 氏名
電話
」

第9号様式中「あて先」を「宛先」に、
「 (〒)

住所
申請者 氏名 印

「法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名
電 話」

「(〒)

住 所

申請者 氏 名

「法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名
電 話

住 所

連絡先 氏 名

電 話

住 所

代理人 氏 名

電 話

に、

「第28条の4第3項第5号イ

第28条の4第3項第7号イ

第63条第3項第5号イ

第63条第3項第7号イ

第68条の6第3項第5号イ

第68条の6第3項第7号イ」

「

第28条の4第3項第5号イ

第28条の4第3項第7号イ

第63条第3項第5号イ

第63条第3項第7号イ

を

に改め

る。

「第28条の4第3項第5号イ

第28条の4第3項第7号イ

第63条第3項第5号イ

第63条第3項第7号イ

第68条の6第3項第5号イ

第68条の6第3項第7号イ」

「

第28条の4第3項第5号イ

を

第 28 条の 4 第 3 項第 7 号イ に改める。

第 63 条第 3 項第 5 号イ

第 63 条第 3 項第 7 号イ

」

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 3 2 号

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条の表第 9 号中「含む」の次に「。以下同じ」を、「もの」の次に「（次号による減免の適用を受ける者を除く。）」を加え、同表中第 1 3 号を第 1 4 号とし、第 1 0 号から第 1 2 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次のように加える。

10 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 8 5 号）第 2 条第 1 項に規定する災害（以下「特定非常災害」という。）により自己の所有に係る住宅について被害を受けた者で、次に該当するもの	当該事由が発生した日以後の納期に係る納付額のうち次に該当する額
ア 前年中の合計所得金額が 5 0 0 万円以下であった者	(7) 災害に係る住家の被害認定基準において被害の程度が中規模半壊又は大規模半壊であるときは、納付額の 5 割の額 (4) 災害に係る住家の被害認定基準において被害の程度が全壊のときは、納付額の全額
イ 前年中の合計所得金額が 5 0 0 万円を超え 7 5 0 万円以下であった者	(7) 災害に係る住家の被害認定基準において被害の程度が中規模半壊又は大規模半壊であるときは、納付額の 2 . 5 割の額 (4) 災害に係る住家の被害認定基準

ウ 前年中の合計所得金額が 7 5 0 万円を超え 1, 0 0 0 万円以下であった者	において被害の程度が全壊のときは、納付額の 5 割の額 (7) 災害に係る住家の被害認定基準において被害の程度が中規模半壊又は大規模半壊であるときは、納付額の 1. 2 5 割の額 (4) 災害に係る住家の被害認定基準において被害の程度が全壊のときは、納付額の 2. 5 割の額
---	--

第 1 3 条の表第 5 号中「該当する固定資産」の次に「（次号による減免の適用を受けるものを除く。）」を加え、同表中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

6 特定非常災害による損害金額が 2 割以上であると認められる家屋で、次に該当する固定資産 （非住家） ア 主要な構成要素の経済的被害の家屋全体に占める損害割合が 5 割以上である場合 イ 主要な構成要素の経済的被害の家屋全体に占める損害割合が 4 割以上 5 割未満である場合 ウ 主要な構成要素の経済的被害の家屋全体に占める損害割合が 3 割以上 4 割未満である場合 エ 主要な構成要素の経済的被害の家屋全体に占める損害割合が 2 割以上 3 割未満である場合 （住家） ア 災害に係る住家の被害認定基	当該事由が発生した日以後に到来する納期限に係る当該固定資産に対する固定資産税額のうち、当該事由により損害を受けた部分に対応する固定資産税額で、次に該当する率を当該税額に乗じて得た額 1 0 割 8 割 6 割 4 割 1 0 割
--	--

準において全壊と判定された場合	
イ 災害に係る住家の被害認定基準において大規模半壊と判定された場合	8 割
ウ 災害に係る住家の被害認定基準において中規模半壊と判定された場合	6 割
エ 災害に係る住家の被害認定基準において半壊と判定された場合	4 割

第 16 条の見出し中「種別割の」を削り、同条第 1 項中「種別割額（」を「軽自動車税額（」に、「「当該種別割額」を「「当該軽自動車税額」に改め、同項の表中「種別割の」を削り、「当該種別割額」を「当該軽自動車税額」に改め、同条第 2 項中「当該種別割額から」を「軽自動車税額から」に改め、同項の表中「種別割の」を削り、「当該種別割額」を「当該軽自動車税額」に改める。

第 17 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（職権による減免）

第 17 条の 3 条例第 51 条第 2 項ただし書又は第 71 条第 2 項ただし書に規定する市長が減免する必要があると認める場合は、特定非常災害により損害が生じた場合とする。

第 18 条中「場合」の次に「（条例第 51 条第 2 項ただし書又は第 71 条第 2 項ただし書に規定する場合を含む。）」を加え、同条ただし書中「前条」を「第 17 条の 2」に改める。

第 18 条の 2 を削る。

別記 6 の項の次に次のように加える。

6 の 2	減免決定通知書（職権）	第 18 条
-------	-------------	--------

別記 64 の項中「軽自動車税種別割納税通知書」を「軽自動車税納税通知書」に、「第 463 条の 18 第 2 項」を「法第 451 条第 2 項」に改め、同別記 68 の項中「軽自動車税種別割減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に改める。

第 6 号様式の次に次の様式を加える。

第 6 号様式の 2（第 2 1 条関係）

減 免 決 定 通 知 書（職権）

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

（名 称）税に係る減免について次のとおり決定しましたので通知します。

年度	年度	税目	（名 称）税	減免する税額	円
決定の理由					

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第 8 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第 3 7 号様式その 2 及び第 3 7 号様式その 3 中「軽自動車税種別割納税証明書」を「軽自動車税納税証明書」に改める。

第 6 4 号様式その 1（表）中「軽自動車税種別割 領収済通知書」を「軽自動車税 領収済通知書」に、「軽自動車税種別割 納付書」を「軽自動車税納付書」に、「軽自動車税種別割 納税通知書兼領収証書」を「軽自動車税納税通知書兼領収証書」に、「軽自動車税種別割車検用納税証明書」を「軽自動車税車検用納税証明書」に改める。

第 6 4 号様式その 2（表）中「年度軽自動車税種別割納税通知書」を「年度軽自動車税納税通知書」に、「年度軽自動車税種別割課税明細書」を「年度軽自動車税課税明細書」に改める。

第 6 7 号様式中「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 6 8 号様式その 1 中「軽自動車税種別割減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に、「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 6 8 号様式その 2 中「軽自動車税種別割減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 2 号

庁中一般
出先機関

津市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市事務専決規程（平成 1 8 年津市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 個別専決事項の表健康福祉部の表こども政策課の部第 3 項中「（という。）」の次に「並びに乳児等通園支援事業者」を、「こと」の次に「（幼稚園に関することを除く。）」を加え、同部第 1 4 項を削り、同部第 1 5 項を同部第 1 4 項とする。

別表第 2 個別専決事項の表健康福祉部の表保育こども園課の部第 8 項中「及び子育てのための施設等利用給付」を「、子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 3 号

庁中一般

出先機関

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

第 1 条 津市支所及び出張所処務規程（平成 1 8 年津市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 久居総合支所の表地域振興課の部産業振興担当の項第 2 3 号及び河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部産業振興・環境担当の項第 2 2 号中「農用地利用集積計画に係る受付及び入力並びに」を「農地中間管理事業に係る受付及び」に改める。

別表第 2 安濃総合支所の部を次のように改める。

安濃総合支所	地域振興課	総務担当	津市サンヒルズ安濃の管理に関すること。
		産業振興・環境担当	市営墓地に関すること。
			津市安濃工業会館の管理に関すること。

第 2 条 津市支所及び出張所処務規程の一部を次のように改正する。

別表第 2 安濃総合支所の部を次のように改める。

安濃総合支所	地域振興課	総務担当	津市サンヒルズ安濃の管理に関すること。
		産業振興・環境担当	市営墓地に関すること。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中別表第 2 の改正規定は同年 7 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 4 号

庁中一般

出先機関

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和 2 年津市訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「及び第 1 5 号の休暇並びに別表第 2 第 2 号、第 3 号及び第 8 号」を「、第 1 5 号、第 1 8 号及び第 1 9 号の休暇並びに別表第 2 第 5 号」に改める。

別表第 1 第 1 5 号中「別表第 2 第 3 号ア及びウ」を「第 1 9 号ア及びウ」に改め、同表第 1 6 号中「別表第 2 第 4 号から第 6 号まで」を「別表第 2 第 1 号から第 3 号まで」に改め、同表に次のように加える。

17) 生後 1 年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1 日 2 回それぞれ 3 0 分以内の期間（男子の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規
--	--

	定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該子を委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
(18) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者（1年間の勤務日が121日以上である会計年度任用職員に限る。）に限る。）が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が	一の年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長が別に定める時間）の範囲内の期間

定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第２０条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	
(19) 次に掲げる者で、負傷、疾病又は老齢により２週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の市長が定める世話を行う会計年度任用職員（１週間の勤務日が３日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者（１年間の勤務日が１２１日以上である会計年度任用職員に限る。）に限る。）が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母 イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ウ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び当該職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者（当該会計	一の年度において５日（要介護者が２人以上の場合にあっては、１０日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲内の期間

年度任用職員と同居しているものに限る。) で市長が定めるもの	
20) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間

別表第2中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とし、同表第6号中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病」に改め、同号を同表第3号とし、同表第7号を削り、同表第8号を同表第4号とする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

津市告示第 4 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 2 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業の廃止に係る届出がされたので、同法第 8 5 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
三重県
- 2 事業所の名称
三重県身体障害者総合福祉センター
- 3 事業所の所在地
津市一身田大古曾 6 7 0 番地 2
- 4 廃止年月日
令和 8 年 3 月 3 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

津市告示第 5 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 2 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業の廃止に係る届出がされたので、同法第 8 5 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
有限会社 ケアーサービス親和
- 2 事業所の名称
有限会社 ケアーサービス親和 指定居宅介護支援事業所
- 3 事業所の所在地
津市栄町一丁目 8 5 1 番地
- 4 廃止年月日
令和 8 年 3 月 3 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

津市告示第 5 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 2 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業の廃止に係る届出がされたので、同法第 8 5 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
株式会社平野
- 2 事業所の名称
ケアプランセンター ヒラノ
- 3 事業所の所在地
津市雲出本郷町 1 4 2 2 番地 5 4
- 4 廃止年月日
令和 8 年 3 月 3 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

津市告示第 5 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 2 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業の廃止に係る届出がされたので、同法第 8 5 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
株式会社エイト新興
- 2 事業所の名称
居宅介護支援事業所エイトライフ
- 3 事業所の所在地
津市久居小野辺町 1 3 0 2 番地 1
- 4 廃止年月日
令和 8 年 3 月 3 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

津市告示第 5 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 6 年津市告示第 7 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

河辺町自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 3 月 1 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 5 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 2 0 第 1 項の規定による指定特定相談支援事業者を次のとおり指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 3 0 第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
合同会社一松
- 2 事業所の名称
相談支援事業所 pi-no
- 3 事業所の所在地
津市東丸之内 15-3 第 2 ヴィラ瓢亭 402
- 4 指定年月日
令和 8 年 3 月 1 日
- 5 指定事業の種類
特定相談支援
- 6 事業所番号
特定相談支援事業所 2 4 3 0 5 0 2 9 9 3

津市告示第 5 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 1 項及び津市財政公表条例（平成 1 8 年津市条例第 5 1 号）の規定により、令和 8 年 2 月 2 8 日現在の財政状況を次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 市税の負担状況

1 会計別歳入歳出予算の執行状況

令和8年2月28日現在

(単位:千円)

会 計 名	歳 入			歳 出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一 般 会 計	142,200,702	97,125,386	68.3%	142,200,702	93,310,527	65.6%
国民健康保険事業 特 別 会 計 (事業勘定)	26,235,702	19,060,417	72.7%	26,235,702	20,900,296	79.7%
国民健康保険事業 特 別 会 計 (直営診療施設勘定)	59,902	18,563	31.0%	59,902	37,067	61.9%
介護保険事業 特 別 会 計	31,466,692	23,235,080	73.8%	31,466,692	26,531,983	84.3%
後期高齢者医療事業 特 別 会 計	8,447,407	3,493,693	41.4%	8,447,407	6,860,301	81.2%
土地区画整理事業 特 別 会 計	126,856	1,317	1.0%	126,856	65,009	51.2%
住宅新築資金等貸付 事 業 特 別 会 計	20,105	19,300	96.0%	20,105	6,665	33.2%
棕 本 財 産 区 特 別 会 計	512	31	6.1%	512	70	13.7%

2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況

令和8年2月28日現在

(1) 収 入

単位：千円

区 分	予算現額 A	収入済額 B	率 (B/A) %
1 市 税	43,330,873	37,914,848	87.5%
2 地 方 譲 与 税	1,143,000	767,755	67.2%
3 利 子 割 交 付 金	18,000	67,869	377.1%
4 配 当 割 交 付 金	260,000	97,808	37.6%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	250,000		
6 法 人 事 業 税 交 付 金	845,000	643,729	76.2%
7 地 方 消 費 税 交 付 金	6,968,000	5,637,492	80.9%
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	257,000	193,916	75.5%
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1		
10 環 境 性 能 割 交 付 金	160,000	108,974	68.1%
11 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	43,000	44,301	103.0%
12 地 方 特 例 交 付 金	256,542	256,542	100.0%
13 地 方 交 付 税	21,107,490	21,817,385	103.4%
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	28,000	13,973	49.9%
15 分 担 金 及 び 負 担 金	1,906,216	439,032	23.0%
16 使 用 料 及 び 手 数 料	1,991,338	1,581,432	79.4%
17 国 庫 支 出 金	27,872,389	16,037,011	57.5%
18 県 支 出 金	10,627,065	4,064,736	38.2%
19 財 産 収 入	318,647	327,143	102.7%
20 寄 附 金	413,471	403,789	97.7%
21 繰 入 金	14,386,614	5,600,000	38.9%
22 繰 越 金	466,767	466,767	100.0%
23 諸 収 入	1,276,689	640,884	50.2%
24 市 債	8,274,600		
合 計	142,200,702	97,125,386	68.3%

(2) 支 出

単位：千円

区 分	予算現額 A	支出済額 B	比率 (B/A) %
1 議 会 費	562,292	512,039	91.1%
2 総 務 費	19,563,653	13,654,177	69.8%
3 民 生 費	54,442,413	37,209,819	68.3%
4 衛 生 費	11,099,919	7,265,691	65.5%
5 労 働 費	53,465	46,717	87.4%
6 農 林 水 産 業 費	2,198,787	1,145,807	52.1%
7 商 工 費	2,822,423	681,986	24.2%
8 土 木 費	18,076,214	12,460,285	68.9%
9 消 防 費	7,939,299	5,005,445	63.0%
10 教 育 費	14,095,740	9,645,639	68.4%
11 災 害 復 旧 費	58,213	56,167	96.5%
12 公 債 費	11,166,404	5,626,755	50.4%
13 諸 支 出 金	22,100		
14 予 備 費	99,780		
合 計	142,200,702	93,310,527	65.6%

3 市債の状況

令和8年2月28日現在

会 計 別	区 分	未償還残高 (千円)	構成比 (%)
一 会 計 般 計	1 普 通 債	42,325,188	52.2
	(1) 総 務	16,537,883	20.4
	(2) 民 生	1,073,086	1.3
	(3) 衛 生	1,298,895	1.6
	(4) 農 林 水 産 業	1,496,461	1.8
	(5) 商 工	639,569	0.8
	(6) 土 木	13,369,707	16.5
	(7) 消 防	1,303,641	1.6
	(8) 教 育	6,605,946	8.2
	2 災 害 復 旧 債	203,394	0.2
	(1) 農 林 水 産 業	2,785	0.0
	(2) 土 木	199,352	0.2
	(3) 農 業 用 施 設	1,257	0.0
	(4) 林 道	0	0.0
	3 そ の 他	38,595,145	47.6
	(1) 臨 時 財 政 対 策 債	38,274,575	47.2
	(2) そ の 他	320,570	0.4
	計	81,123,727	100.0
特 別 計 会 計	国 民 健 康 保 険	4,280	0.7
	土 地 区 画 整 理	608,719	99.3
	計	612,999	100.0
合 計		81,736,726	

令和8年2月28日現在 一時借入金 0千円

4 基金の状況

令和8年2月28日現在

単位：千円

種 別	積立金現在高
財 政 調 整 基 金	13,841,912
減 債 基 金	2,295,164
棕 本 財 産 区 財 政 調 整 基 金	12,436
国 際 交 流 推 進 基 金	216,585
国 民 健 康 保 険 事 業 運 営 基 金	1,866,822
介 護 保 険 事 業 運 営 基 金	2,671,535
緑 化 基 金	102,538
文 化 振 興 基 金	216,228
ま ち づ く り 振 興 基 金	525,431
ふ る さ と 津 か が や き 基 金	391,976
公 共 施 設 整 備 基 金	36,814
環 境 対 策 推 進 基 金	652
美 杉 地 域 振 興 事 業 基 金	420,930
森 林 環 境 基 金	43,131
ス ポ ー ツ 振 興 基 金	117,509
こ ど も 基 金	2,585,525
学 校 施 設 整 備 基 金	503,390
合 計	25,848,578

5 市有財産の状況

令和8年2月28日現在

有 価 証 券 等	2,332,048千円
自 動 車	629台
建 物	1,088,752.53㎡
土 地	21,471,297.06㎡

*公営企業会計保有分除く

6 市税の負担状況

令和8年2月28日現在

1 人 当 た り	税 目	1 世 帯 当 た り
75,808 円	市 民 税	155,767 円
68,445 円	固 定 資 産 税	140,638 円
8,460 円	都 市 計 画 税	17,382 円
6,407 円	市 た ば こ 税	13,165 円
3,467 円	軽 自 動 車 税	7,125 円
173 円	入 湯 税	356 円
419 円	そ の 他	861 円
163,179 円	計	335,294 円

※人口265,542人、世帯数129,232世帯（令和8年2月28日現在）にて算出しています。

津市告示第 56 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 20 年津市告示第 128 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

津市庄田町自治会

2 代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者及び主たる事務所の所在地の変更が、令和 7 年 6 月 22 日の臨時総会において承認されたため。

津市告示第 5 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 0 年津市告示第 5 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 届出者
小舟自治会
- 2 代表者の氏名及び住所の変更
- 3 区域の変更
(変更前)

町 名	小 字	地 番
小舟	字北ノ垣内	1 番 1 から 3 8 番まで及び 1 1 4 2 番から 1 1 4 9 番まで
	字南ノ垣内	4 0 8 番 1 から 4 5 6 番 1 まで、4 5 6 番 5 から 4 5 6 番 1 0 まで、4 7 0 番から 4 7 8 番 2 まで、4 8 4 番から 4 8 5 番 3 まで、5 0 2 番から 5 2 2 番まで、5 2 8 番 1 から 5 5 3 番 3 まで、5 5 9 番 1 から 5 5 9 番 3 まで及び 1 1 8 0 番から 1 1 9 5 番まで
	字八幡田	7 4 9 番 3 から 7 6 1 番 3 まで、1 2 9 5 番及び 1 2 9 6 番
	字東浦	4 0 0 番 1 1、4 0 2 番 3 から 4 0 3 番 2 まで、1 1 5 6 番から 1 1 6 5 番まで及び 1 1 7 0 番から 1 1 7 3 番まで

(変更後)

町 名	小 字	地 番
小舟	字北ノ垣	1 番 1 から 3 8 番まで及び 1 1 4 2 番から 1 1

	内	4 9 番まで
	字南ノ垣 内	4 0 8 番 1 から 4 5 6 番 1 まで、4 5 6 番 5 から 4 5 6 番 1 0 まで、4 7 0 番から 4 7 8 番 2 ま で、4 8 4 番から 4 8 5 番 3 まで、5 0 2 番から 5 2 2 番まで、5 2 8 番 1 から 5 5 3 番 3 まで、 5 5 9 番 3、5 6 0 番及び 1 1 8 0 番から 1 1 9 5 番まで
	字八幡田	7 4 9 番 3 から 7 6 1 番 3 まで、1 2 9 5 番及び 1 2 9 6 番
	字東浦	4 0 0 番 1 1、4 0 2 番 3 から 4 0 3 番 2 まで、 1 1 5 6 番から 1 1 6 5 番まで及び 1 1 7 0 番 から 1 1 7 3 番まで

4 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者の改選及び区域の変更が、令和 8 年 2 月 2 8 日の臨時総会において承認されたため。

津市告示第 58 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 17 年津市告示第 35 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

安東町跡部自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 3 月 1 日の定期総会において改選されたため。

下記の者の督促状は、住所及び居所が明らかでなく送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

令和8年3月26日

記

送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇	令和５年度固定資産税・都市計画税督促状第２期、第３期及び第４期、令和６年度固定資産税・都市計画税督促状第３期及び第４期並びに令和７年度固定資産税・都市計画税督促状第３期及び第４期
〇〇〇〇	令和５年度市民税・県民税督促状随期、第３期及び第４期
〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇	令和４年度市民税・県民税督促状随期

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 6 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項に規定に基づき公金事務取扱者を指定し、使用料の徴収等に係る公金事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

P F I 津市斎場株式会社

(2) 住所又は事務所の所在地

津市栄町一丁目 8 4 0 番地

2 委託した公金事務に係る歳入

(1) 火葬炉使用料

(2) 葬儀場使用料

(3) 霊柩自動車使用料

(4) 火葬証明手数料

(5) 有価物売払収入

3 公金事務取扱者に指定した日

令和 8 年 3 月 2 3 日

4 委託した日

令和 8 年 3 月 2 3 日

5 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第61号

モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第3条第2号に係る事務を私人に委託したので、モーターボート競走法施行規則（昭和26年運輸省令第59号）第2条第3項及びモーターボート競走法第3条に基づく私人委託実施規則（平成20年津市規則第37号）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月27日

津市長 前 葉 泰 幸

1 委託事務

ミニボートピア（ボートレースチケットショップ）名張における場外及び場間場外発売・払戻事務

2 受託者

三重県名張市瀬古口30番地1
株式会社名張総合研究所

3 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

津市告示第 6 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年河芸町告示第 1 3 4 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

新上野自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 3 月 2 2 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 6 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 8 年津市告示第 1 2 7 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

雲出自治会

2 変更に係る事項

(1) 規約に定める目的

変更前	本会に参加する住民は区域内の土地所有者及び別荘所有者と共に優良且つ快適な住宅化を目的として、自らの財産価値を高め、又良好な地域環境を確保する為に本会則を遵守しなければならない。 (1) 回覧版の回付等区域内の住民相互の連絡。 (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備。 (3) 自治会内の安心・安全を守る為に会員がお互い助け合い、協力する。 (4) 会員同士のコミュニケーションを活性化する種々の活動を行う。 (5) 自治会内の維持・管理で問題が発生した場合、共に解決を図る。 (6) 会員の意見や提案を定住者の総意としてまとめる。 (7) 地方自治体及び分譲地管理者、並びにその他の諸団体等との連絡・陳情の交渉団体として活動する。 (8) その他、目的達成に必要と認められる一切の事業。
-----	--

変更後	本会に参加する住民は区域内の別荘所有者及び土地所有者と共に優良且つ快適な住宅化を目的として、自らの財産価値を高め、又良好な地域環境を確保するために本規約を遵守しなければならない。 (1) 回覧版の回付等区域内の住民相互の連絡 (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備 (3) 自治会内の安心・安全を守るために会員がお互い助け合い、協力する (4) 会員同士のコミュニケーションを活性化する種々の活動を行う (5) 自治会内の維持・管理で問題が発生した場合、共に解決を図る (6) 会員の意見や提案を住民の総意としてまとめる (7) 地方自治体及び分譲地管理者、並びにその他の諸団体等との連絡・陳情の交渉団体として活動する (8) その他、目的達成に必要と認められる一切の事業
-----	---

(2) 規約に定める解散の事由

変更前	地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号及び第5号の規定による場合又は総会において総会員の4分の3以上の承諾を得た場合
変更後	地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号の規定による場合又は総会において定住会員の4分の3以上の承諾を得た場合

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の目的及び解散の事由の変更が、令和8年3月15日の臨時総会において議決され、同月16日津市長が同変更を認可したため。

津市告示第 6 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 2 年安濃町告示第 8 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 届出者
戸島区自治会
- 2 代表者の氏名及び住所の変更
- 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 3 月 1 5 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日からから就任することになったため。

津市告示第 6 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年安濃町告示第 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 届出者
井上区自治会
- 2 代表者の氏名及び住所の変更
- 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 3 月 1 5 日の定期総会において承認されたため。

津市告示第 6 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 1 年安濃町告示第 6 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 届出者
大塚区自治会
- 2 代表者の氏名及び住所の変更
- 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 3 月 2 2 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日からから就任することになったため。

津市告示第 6 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年芸濃町告示第 6 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 届出者
忍田区自治会
- 2 代表者の氏名及び住所の変更
- 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 3 月 7 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 6 8 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 0 条第 1 項の規定に基づき令和 8 年度に係る固定資産の価格等を決定し、同法第 4 1 1 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市告示第 6 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年 4 月 1 7 日法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 委託を受けた者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

株式会社ホリクローネ

(2) 住所又は事務所の所在地

津市乙部 2 2 0 1

2 委託した公金事務に係る歳入等

さくらゆ使用料（共同浴場入浴料金）

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和 8 年 3 月 3 0 日

4 委託した日

令和 8 年 3 月 3 0 日

5 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月 3 0 日まで

津市告示第 7 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定により、令和 8 年 3 月 2 6 日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

令和 7 年度津市一般会計補正予算（第 1 2 号）

令和 7 年度津市一般会計補正予算（第 1 3 号）

令和 7 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度津市棕本財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度津市水道事業会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度津市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度津市一般会計予算

令和 8 年度津市国民健康保険事業特別会計予算

令和 8 年度津市介護保険事業特別会計予算

令和 8 年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 8 年度津市土地区画整理事業特別会計予算

令和 8 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和 8 年度津市棕本財産区特別会計予算

令和 8 年度津市水道事業会計予算

令和 8 年度津市工業用水道事業会計予算

令和 8 年度津市下水道事業会計予算

令和 8 年度津市駐車場事業会計予算

令和 8 年度津市モーターボート競走事業会計予算

令和7年度津市一般会計補正予算（第12号）

令和7年度津市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,448,377千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,739,508千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加、変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加、変更は、「第5表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		43,330,873	105,000	43,435,873
	1 市 民 税	20,130,122	55,000	20,185,122
	2 固 定 資 産 税	18,223,301	50,000	18,273,301
3 利 子 割 交 付 金		18,000	60,000	78,000
	1 利 子 割 交 付 金	18,000	60,000	78,000
4 配 当 割 交 付 金		260,000	240,000	500,000
	1 配 当 割 交 付 金	260,000	240,000	500,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		845,000	50,000	895,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	845,000	50,000	895,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		6,968,000	260,000	7,228,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	6,968,000	260,000	7,228,000
11 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		43,000	1,301	44,301
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	43,000	1,301	44,301
13 地 方 交 付 税		21,107,490	1,477,738	22,585,228
	1 地 方 交 付 税	21,107,490	1,477,738	22,585,228
15 分 担 金 及 び 負 担 金		1,900,394	1,340	1,901,734
	1 分 担 金	33,571	1,629	35,200
	2 負 担 金	1,866,823	△289	1,866,534
16 使 用 料 及 び 手 数 料		1,991,338	△177,509	1,813,829
	1 使 用 料	1,639,066	△168,868	1,470,198
	2 手 数 料	352,272	△8,641	343,631
17 国 庫 支 出 金		26,591,439	△1,306,197	25,285,242
	1 国 庫 負 担 金	17,747,136	△137,081	17,610,055
	2 国 庫 補 助 金	8,830,928	△1,168,159	7,662,769
	3 委 託 金	13,375	△957	12,418
18 県 支 出 金		10,430,249	△95,956	10,334,293
	1 県 負 担 金	6,186,446	20,690	6,207,136
	2 県 補 助 金	3,251,523	△84,490	3,167,033
	3 委 託 金	992,280	△32,156	960,124
19 財 産 収 入		318,647	71,809	390,456
	1 財 産 運 用 収 入	181,438	73,922	255,360
	2 財 産 売 払 収 入	137,209	△2,113	135,096
20 寄 附 金		413,471	9,715	423,186
	1 寄 附 金	413,471	9,715	423,186

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
21 繰 入 金		14,386,614	△2,605,051	11,781,563
	1 他 会 計 繰 入 金	5,618,971	1,503,202	7,122,173
	2 基 金 繰 入 金	8,767,643	△4,108,253	4,659,390
23 諸 収 入		1,276,689	△318,467	958,222
	1 延滞金、加算金及び 過 料	45,026	△14,050	30,976
	2 市 預 金 利 子	11,861	20,630	32,491
	4 受 託 事 業 収 入	1,503	440	1,943
	5 雑 入	1,154,168	△325,487	828,681
24 市 債		6,036,400	△222,100	5,814,300
	1 市 債	6,036,400	△222,100	5,814,300
歳 入 合 計		138,187,885	△2,448,377	135,739,508

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		562,292	△7,873	554,419
	1 議 会 費	562,292	△7,873	554,419
2 総 務 費		19,427,444	△114,820	19,312,624
	1 総 務 管 理 費	16,348,661	△4,701	16,343,960
	2 徴 税 費	1,460,486	△19,094	1,441,392
	3 戸籍住民基本台帳費	710,824	△27,548	683,276
	4 選 挙 費	638,882	△53,925	584,957
	5 統 計 調 査 費	177,890	△9,366	168,524
	6 監 査 委 員 費	90,701	△186	90,515
3 民 生 費		54,312,293	△511,743	53,800,550
	1 社 会 福 祉 費	26,929,985	128,146	27,058,131
	2 児 童 福 祉 費	21,726,788	△638,849	21,087,939
	3 生 活 保 護 費	5,652,935	△1,040	5,651,895
4 衛 生 費		11,099,919	△449,426	10,650,493
	1 保 健 衛 生 費	3,468,105	△292,111	3,175,994
	2 斎 場 費	342,250	△8,159	334,091
	3 環 境 費	433,610	△3,729	429,881
	4 清 掃 費	6,203,595	△129,199	6,074,396
	5 産 業 廃 棄 物 処 理 費	18,867	△777	18,090
	7 上 水 道 費	523,183	△350	522,833
	8 生 活 排 水 処 理 費	110,309	△15,101	95,208
5 労 働 費		53,465	△1,355	52,110
	1 労 働 諸 費	53,465	△1,355	52,110
6 農 林 水 産 業 費		2,024,854	19,405	2,044,259
	1 農 業 費	1,523,618	53,036	1,576,654
	2 林 業 費	456,518	△31,932	424,586
	3 水 産 業 費	44,718	△1,699	43,019
7 商 工 費		2,822,423	△138,519	2,683,904
	1 商 工 費	2,822,423	△138,519	2,683,904
8 土 木 費		16,007,254	△802,715	15,204,539
	1 土 木 管 理 費	389,707	△26,857	362,850
	2 道 路 橋 り ょ う 費	4,564,539	△138,976	4,425,563
	3 河 川 費	591,173	△48,389	542,784
	4 港 湾 費	93,869	△37	93,832
	5 都 市 計 画 費	9,897,628	△546,568	9,351,060
	6 住 宅 費	470,338	△41,888	428,450

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 消 防 費		7,712,791	△50,469	7,662,322
	1 消 防 費	7,712,791	△50,469	7,662,322
10 教 育 費		12,862,961	△390,862	12,472,099
	1 教 育 総 務 費	3,218,140	△57,461	3,160,679
	2 小 学 校 費	3,194,122	△81,892	3,112,230
	3 中 学 校 費	1,469,287	△31,646	1,437,641
	4 幼 稚 園 費	1,010,619	△34,255	976,364
	5 社 会 教 育 費	3,240,617	△138,993	3,101,624
	6 短 期 大 学 費	730,176	△46,615	683,561
12 公 債 費		11,166,404		11,166,404
	1 公 債 費	11,166,404		11,166,404
歳 出 合 計		138,187,885	△2,448,377	135,739,508

第2表 継続費補正

変 更

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
8 土木費	2 道路橋りょう費	津興橋大規模更新事業(上部工)	599,500	令和5年度	20,000	574,000	令和5年度	20,000
				令和6年度	230,000		令和6年度	230,000
				令和7年度	349,500		令和7年度	324,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	津興橋大規模更新事業(道路工・仮設橋撤去)	472,000	令和7年度	15,000	358,300	令和7年度	15,000
				令和8年度	457,000		令和8年度	343,300
9 消防費	1 消防費	訓練施設敷地整備事業	11,061	令和6年度	5,007	11,037	令和6年度	5,007
				令和7年度	6,054		令和7年度	6,030
9 消防費	1 消防費	中消防署西分署整備事業	681,522	令和6年度	20,000	652,529	令和6年度	20,000
				令和7年度	661,522		令和7年度	632,529
10 教育費	5 社会教育費	南郊公民館等整備事業	275,153	令和7年度	4,500	253,689	令和7年度	4,058
				令和8年度	270,653		令和8年度	249,631

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	4 清掃費	クリーンセンターくもず修繕事業	60,650
4 衛生費	7 上水道費	上水道事業会計出資金	2,900
6 農林水産業費	1 農業費	県営等土地改良事業	103,273
6 農林水産業費	1 農業費	農業用施設維持管理事業	19,200
6 農林水産業費	2 林業費	林道中畑線開設事業	14,900
6 農林水産業費	2 林業費	県営林道経ヶ峰線開設事業	3,674

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	津駅周辺整備事業	30,230
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう維持事業（交付金事業）	178,500
8 土木費	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	2,800

変 更

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前	補 正 後
			金 額	金 額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業（交付金事業）	120,000	280,485

第 4 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
津市企業立地促進条例に基づく企業立地奨励金（令和 7 年中操業開始分）	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者の立地に係る産業業務施設又は工場等の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税に相当する金額の100/100（令和8年度）、75/100（令和9年度）及び50/100（令和10年度）
津市企業立地促進条例に基づく企業立地奨励金（特定産業分）（令和 7 年中操業開始分）	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者の立地に係る産業業務施設又は工場等の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税に相当する金額の100/100（令和8年度から令和10年度まで）
津市企業立地促進条例に基づく研究開発施設立地奨励金（令和 7 年中操業開始分）	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者の立地に係る研究開発施設に対する固定資産税に相当する金額の100/100（令和8年度から令和10年度まで）

第5表 地方債補正

追 加

(単位：千円、%)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
急傾斜地崩壊対策事業	8,500	証書借入 又は 証券発行	年4.5以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては当該見直し後の利率)	30か年以内(据置期間を含 む。)償還とし、政府資金につ いてはその融資条件により、 銀行その他の場合は、その債 権者と協定する。ただし、市 財政の都合により繰り上げ償 還することができる。

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
庁舎等解体事業	99,600	98,600
庁舎等整備事業	45,400	17,600
文化振興施設整備事業	67,000	57,800
運動施設整備事業	638,600	588,800
保育所整備事業	17,100	9,900
認定こども園整備事業	19,500	6,400
道路整備事業	1,124,200	1,077,400
河川整備事業	159,700	137,200
街路整備事業	782,800	761,900
公園整備事業	64,100	63,700
消防施設整備事業	2,184,900	2,171,700
給食センター施設整備事業	28,100	27,300
学校教育施設整備事業	14,000	10,300
放課後児童施設整備事業	125,800	91,200
公民館施設整備事業	102,000	94,200
短期大学施設整備事業	90,700	51,600

変 更（限度額及び利率）

（単位：千円、％）

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額	利 率	限 度 額	利 率
農業生産基盤整備事業	117,100	年3.5以内 （ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては当 該見直し後の利 率）	186,900	年4.5以内 （ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては当 該見直し後の利 率）
林道整備事業	24,500		22,000	

変 更（利率）

（単位：％）

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	利 率	利 率
水道事業会計出資金	年3.5以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資 金について、利率の見直しを行った後にお いては当該見直し後の利率）	年4.5以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資 金について、利率の見直しを行った後にお いては当該見直し後の利率）

令和7年度津市一般会計補正予算（第13号）

令和7年度津市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,566,659千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137,306,167千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加、変更は、「第4表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		25,285,242	631,220	25,916,462
	2 国 庫 補 助 金	7,662,769	631,220	8,293,989
21 繰 入 金		11,781,563	85,639	11,867,202
	2 基 金 繰 入 金	4,659,390	85,639	4,745,029
24 市 債		5,814,300	849,800	6,664,100
	1 市 債	5,814,300	849,800	6,664,100
歳 入 合 計		135,739,508	1,566,659	137,306,167

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		19,312,624	809,079	20,121,703
	1 総 務 管 理 費	16,343,960	800,631	17,144,591
	3 戸籍住民基本台帳費	683,276	8,448	691,724
6 農 林 水 産 業 費		2,044,259	1,661	2,045,920
	1 農 業 費	1,576,654	1,661	1,578,315
8 土 木 費		15,204,539	313,937	15,518,476
	5 都 市 計 画 費	9,351,060	313,937	9,664,997
10 教 育 費		12,472,099	441,982	12,914,081
	2 小 学 校 費	3,112,230	441,982	3,554,212
歳 出 合 計		135,739,508	1,566,659	137,306,167

第2表 継続費補正

変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	海浜公園内陸上競技場改修事業	2,679,371	令和7年度		2,543,272	令和7年度	300,343
				令和8年度	353,574		令和8年度	
				令和9年度	805,694		令和9年度	805,267
				令和10年度	1,520,103		令和10年度	1,437,662

第3表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	地域文化ホール活力・魅力創造事業	384,943
2 総務費	1 総務管理費	避難所環境整備事業	100,000
2 総務費	1 総務管理費	海浜公園内陸上競技場改修事業	497
2 総務費	1 総務管理費	津城跡（お城公園）整備事業	14,848
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民記録システム等改修事業	8,448
6 農林水産業費	1 農業費	地域文化ホール活力・魅力創造事業	1,661
8 土木費	5 都市計画費	津城跡（お城公園）整備事業	36,894
8 土木費	5 都市計画費	津借楽公園整備事業	34,493
8 土木費	5 都市計画費	久居こどもの遊び場づくり事業	242,550
10 教育費	2 小学校費	学校施設維持補修事業	441,982

第4表 地方債補正

追 加

(単位：千円、%)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農業用施設整備事業	800	証書借入 又は 証券発行	年4.5以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては当該見直し後の利率)	30か年以内(据置期間を含 む。)償還とし、政府資金につ いてはその融資条件により、 銀行その他の場合は、その債 権者と協定する。ただし、市 財政の都合により繰り上げ償 還することができる。

変 更

(単位：千円、%)

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額	利 率	限 度 額	利 率
文化振興施設整備事業	57,800	年3.5以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては当 該見直し後の利 率)	249,500	年4.5以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては当 該見直し後の利 率)
運動施設整備事業	588,800		738,900	
公園整備事業	63,700		214,100	
学校教育施設整備事業	10,300		367,100	

令和 7 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 0 3 9, 5 3 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5, 1 9 6, 1 7 2 千円とする。
- 2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3, 0 4 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 6, 8 6 0 千円とする。
- 3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

事業勘定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		4,662,521	148,792	4,811,313
	1 国民健康保険料	4,662,521	148,792	4,811,313
2 国民健康保険税		119	△34	85
	1 国民健康保険税	119	△34	85
4 使用料及び手数料		714	△424	290
	1 手数料	714	△424	290
8 県支出金		19,221,040	△1,147,976	18,073,064
	2 県補助金	19,221,040	△1,147,976	18,073,064
10 財産収入		5,796	5,417	11,213
	1 財産運用収入	5,796	5,417	11,213
11 繰入金		2,206,646	△45,305	2,161,341
	1 繰入金	2,206,646	△45,305	2,161,341
歳入合計		26,235,702	△1,039,530	25,196,172

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		443,855	△12,609	431,246
	1 総 務 管 理 費	298,845	△2,850	295,995
	2 徴 収 費	143,486	△9,451	134,035
	3 運 営 協 議 会 費	520	△220	300
	4 趣 旨 普 及 費	1,004	△88	916
2 保 険 給 付 費		18,809,279	△1,010,704	17,798,575
	1 療 養 諸 費	16,216,602	△918,612	15,297,990
	2 高 額 療 養 費	2,519,193	△83,708	2,435,485
	4 出 産 育 児 諸 費	55,024	△6,184	48,840
	5 葬 祭 諸 費	18,000	△2,200	15,800
3 国民健康保険事業費 納 付 金		6,513,547		6,513,547
	1 医 療 給 付 費 分	4,484,302		4,484,302
	2 後期高齢者支援金等 分	1,532,753		1,532,753
	3 介 護 納 付 金 分	496,492		496,492
8 保 健 事 業 費		274,972	△17,208	257,764
	1 特定健康診査等事業 費	226,022	△10,093	215,929
	2 保 健 事 業 費	48,950	△7,115	41,835
9 基 金 積 立 金		5,796	5,417	11,213
	1 基 金 積 立 金	5,796	5,417	11,213
11 諸 支 出 金		188,253	△4,426	183,827
	1 償還金及び還付加算 金	157,897	△4,197	153,700
	2 繰 出 金	30,356	△229	30,127
歳 出 合 計		26,235,702	△1,039,530	25,196,172

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 診 療 収 入		29,241	△2,813	26,428
	1 外 来 収 入	25,555	△2,813	22,742
3 繰 入 金		30,356	△229	30,127
	1 事 業 勘 定 繰 入 金	30,356	△229	30,127
歳 入 合 計		59,902	△3,042	56,860

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		44,098	△229	43,869
	1 施 設 管 理 費	44,098	△229	43,869
2 医 業 費		14,580	△2,813	11,767
	1 医 業 費	14,580	△2,813	11,767
歳 出 合 計		59,902	△3,042	56,860

令和 7 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 1 9, 9 6 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 1, 7 8 6, 6 5 4 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		6,270,859	89,000	6,359,859
	1 介 護 保 険 料	6,270,859	89,000	6,359,859
3 国 庫 支 出 金		7,490,152	△114,628	7,375,524
	1 国 庫 負 担 金	5,335,061	63,765	5,398,826
	2 国 庫 補 助 金	2,155,091	△178,393	1,976,698
4 支 払 基 金 交 付 金		8,052,392	85,939	8,138,331
	1 支 払 基 金 交 付 金	8,052,392	85,939	8,138,331
5 県 支 出 金		4,454,860	△42	4,454,818
	1 県 負 担 金	4,223,529	12,301	4,235,830
	2 県 補 助 金	231,331	△12,343	218,988
7 繰 入 金		5,035,693	259,693	5,295,386
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,663,817	41,754	4,705,571
	2 基 金 繰 入 金	371,876	217,939	589,815
歳 入 合 計		31,466,692	319,962	31,786,654

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		478,653	1,825	480,478
	1 総 務 管 理 費	150,754	△121	150,633
	2 徴 収 費	35,461	△541	34,920
	3 介護認定調査費等費	190,170	3,075	193,245
	4 介護認定審査会費	98,113	△315	97,798
	6 計画策定等関係費	3,259	△273	2,986
2 保 険 給 付 費		29,419,452	318,835	29,738,287
	1 介護及び予防給付費	28,787,628	318,835	29,106,463
3 地 域 支 援 事 業 費		1,467,061	△698	1,466,363
	1 一般介護予防事業費	103,011	△5,193	97,818
	2 包括的支援事業・任意事業費	710,360	△149	710,211
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	651,487	4,524	656,011
	4 そ の 他 諸 費	2,203	120	2,323
7 保 健 福 祉 事 業 費		34,012		34,012
	1 保 健 福 祉 事 業 費	34,012		34,012
歳 出 合 計		31,466,692	319,962	31,786,654

令和 7 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 6 9, 7 6 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 6 1 7, 1 7 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		3,909,821	253,190	4,163,011
	1 後期高齢者医療保険料	3,909,821	253,190	4,163,011
3 繰 入 金		4,472,199	△173,419	4,298,780
	1 一般会計繰入金	4,472,199	△173,419	4,298,780
5 諸 収 入		16,279	89,996	106,275
	1 延滞金、加算金及び過料	376	324	700
	3 雑 入	8,903	89,672	98,575
歳 入 合 計		8,447,407	169,767	8,617,174

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		89,192	△846	88,346
	1 総 務 管 理 費	65,001	△680	64,321
	2 徴 収 費	24,191	△166	24,025
2 後期高齢者医療広域連合納付金		8,351,155	170,613	8,521,768
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	8,351,155	170,613	8,521,768
歳 出 合 計		8,447,407	169,767	8,617,174

令和 7 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 2 0 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3, 3 0 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 支 出 金		1,300	3,202	4,502
	1 県 補 助 金	1,300	3,202	4,502
歳 入 合 計		20,105	3,202	23,307

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		20,105	3,202	23,307
	1 総 務 管 理 費	20,105	3,202	23,307
歳 出 合 計		20,105	3,202	23,307

令和 7 年度津市棕本財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度津市の棕本財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 3 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		34	26	60
	1 財 産 運 用 収 入	34	26	60
歳 入 合 計		512	26	538

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 基 金 積 立 金		34	26	60
	1 基 金 積 立 金	34	26	60
歳 出 合 計		512	26	538

令和7年度津市水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和7年度津市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	8,742,496	△125,123	8,617,373
第1項 営 業 収 益	7,350,600	△146,344	7,204,256
第2項 営 業 外 収 益	1,385,059	4,441	1,389,500
第3項 特 別 利 益	6,837	16,780	23,617

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	8,322,041	△124,618	8,197,423
第1項 営 業 費 用	7,955,994	△343,690	7,612,304
第2項 営 業 外 費 用	356,198	△7,241	348,957
第3項 特 別 損 失	9,849	226,313	236,162

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,218,428千円」を「2,107,078千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	1,671,514	△139,523	1,531,991
第1項 企 業 債	1,406,100	△173,400	1,232,700
第3項 補 助 金	213,966	44,566	258,532
第4項 負 担 金	46,348	△16,330	30,018
第5項 固定資産売却代金	0	5,641	5,641

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	3,743,797	△104,728	3,639,069
第1項 建設改良費	2,594,636	△104,732	2,489,904
第3項 投 資	100,035	4	100,039

(継続費)

第4条 令和6年度津市水道事業会計予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

次のとおり改める。

							単位 千円	
款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1 水道事業費用	1 営業費用	一級河川雲出川水管橋補修事業	173,607	令和6年度	58,300	160,015	令和6年度	58,300
				令和7年度	115,307		令和7年度	101,715
1 資本的支出	1 建設改良費	三重町津興ほか2町地内配水管布設事業	97,469	令和6年度		72,379	令和6年度	
				令和7年度	97,469		令和7年度	72,379

第4条の2 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

単位 千円								
款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	垂水山ポンプ場ポンプ設備更新事業	38,821	令和7年度		34,155	令和7年度	
				令和8年度	38,821		令和8年度	34,155
1 資本的支出	1 建設改良費	美里穴倉低区ポンプ場ほか2施設非常用発電設備設置事業	86,150	令和7年度		63,124	令和7年度	
				令和8年度	86,150		令和8年度	63,124
1 資本的支出	1 建設改良費	河辺配水池耐震補強事業	439,658	令和7年度	61,386	255,985	令和7年度	60,000
				令和8年度	378,272		令和8年度	195,985
1 資本的支出	1 建設改良費	芸濃町北神山ほか2町地内配水管布設事業	561,198	令和7年度	286,000	470,200	令和7年度	184,100
				令和8年度	275,198		令和8年度	286,100

(企業債)

第5条 予算第7条中「1,406,100千円」を「1,232,700千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条中「518,083千円」を「517,733千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第11条中「63,195千円」を「43,669千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

令和7年度津市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度津市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度津市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	13,128,227	△398,698	12,729,529
第1項 営 業 収 益	4,180,017	△60,981	4,119,036
第2項 営 業 外 収 益	8,948,209	△337,717	8,610,492

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	11,987,555	△63,862	11,923,693
第1項 営 業 費 用	10,820,001	4,855	10,824,856
第2項 営 業 外 費 用	1,158,697	△72,164	1,086,533
第3項 特 別 損 失	8,857	3,447	12,304

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,664,804千円」を「3,592,073千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	8,879,398	△356,264	8,523,134
第1項 企 業 債	5,312,900	△276,400	5,036,500
第2項 負 担 金	91,383	17,798	109,181
第3項 補 助 金	3,469,029	△97,406	3,371,623
第4項 基金繰入金	6,086	△256	5,830

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	12,544,202	△428,995	12,115,207
第1項 建設改良費	6,919,057	△256,932	6,662,125
第2項 流域下水道建設負担金	323,315	△169,144	154,171
第3項 企業債償還金	5,295,966	△439	5,295,527
第4項 投 資	5,864	△2,480	3,384

(継続費)

第4条 令和6年度津市下水道事業会計予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

を次のとおり改める。

単位 千円								
款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	半田川田第2雨水幹線築造事業	1,430,000	令和6年度	12,000	1,518,000	令和6年度	12,000
				令和7年度	800,000		令和7年度	800,000
				令和8年度	618,000		令和8年度	706,000
1 資本的支出	1 建設改良費	桜橋ポンプ場ポンプ設備(1号ポンプ等)改築事業	845,000	令和6年度	2,000	663,200	令和6年度	2,000
				令和7年度	400,000		令和7年度	400,000
				令和8年度	443,000		令和8年度	261,200

(企業債)

第5条 予算第6条中「319,200千円」を「150,300千円」に、「3,904,700千円」を「3,822,600千円」に、「38,300千円」を「12,900千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条中「5,041,816千円」を「4,742,832千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

令和7年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度津市モーターボート競走事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度津市モーターボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

			単位 千円
項 目	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(2) 年間舟券発売金	69,607,922	2,779,260	72,387,182
(3) 1日平均舟券発売金	362,541	14,475	377,016

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 モーターボート競走事業収益	71,532,486	2,829,405	74,361,891
第1項 営業収益	71,320,684	2,779,260	74,099,944
第2項 営業外収益	211,802	△4,754	207,048
第3項 特別利益	0	54,899	54,899

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 モーターボート競走事業費用	69,986,423	3,810,658	73,797,081
第1項 営業費用	66,670,887	2,310,658	68,981,545
第2項 営業外費用	3,315,536	1,500,000	4,815,536

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「3,421,431千円」を「3,393,431千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	3,421,431	△28,000	3,393,431
第1項 建設改良費	3,421,431	△28,000	3,393,431

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	529,381	△13,710	515,671

津市長 前 葉 泰 幸

令和 8 年度津市一般会計予算

令和 8 年度津市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 2 4, 1 8 7, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1市 税		43,929,473
	1市 民 税	20,550,191
	2固 定 資 産 税	18,399,284
	3軽 自 動 車 税	963,960
	4市 た ば こ 税	1,700,000
	5入 湯 税	45,000
	6都 市 計 画 税	2,271,038
2地 方 譲 与 税		1,110,000
	1地 方 揮 発 油 譲 与 税	194,000
	2自 動 車 重 量 譲 与 税	730,000
	4森 林 環 境 譲 与 税	185,000
	5特 別 と ん 譲 与 税	1,000
3利 子 割 交 付 金		160,000
	1利 子 割 交 付 金	160,000
4配 当 割 交 付 金		600,000
	1配 当 割 交 付 金	600,000
5株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		280,000
	1株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	280,000
6法 人 事 業 税 交 付 金		900,000
	1法 人 事 業 税 交 付 金	900,000
7地 方 消 費 税 交 付 金		7,228,000
	1地 方 消 費 税 交 付 金	7,228,000
8ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		250,000
	1ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	250,000
9自 動 車 取 得 税 交 付 金		1
	1自 動 車 取 得 税 交 付 金	1
10環 境 性 能 割 交 付 金		1
	1環 境 性 能 割 交 付 金	1
11国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		43,000
	1国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	43,000
12地 方 特 例 交 付 金		459,000
	1地 方 特 例 交 付 金	459,000

(単位：千円)

款	項	金 額
13 地 方 交 付 税		21,200,000
	1 地 方 交 付 税	21,200,000
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		26,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	26,000
15 分 担 金 及 び 負 担 金		609,438
	1 分 担 金	15,923
	2 負 担 金	593,515
16 使 用 料 及 び 手 数 料		1,901,463
	1 使 用 料	1,560,752
	2 手 数 料	340,711
17 国 庫 支 出 金		22,164,357
	1 国 庫 負 担 金	17,960,330
	2 国 庫 補 助 金	4,197,540
	3 委 託 金	6,487
18 県 支 出 金		9,799,000
	1 県 負 担 金	6,399,913
	2 県 補 助 金	2,894,907
	3 委 託 金	504,180
19 財 産 収 入		345,173
	1 財 産 運 用 収 入	243,728
	2 財 産 売 払 収 入	101,445
20 寄 附 金		403,388
	1 寄 附 金	403,388
21 繰 入 金		8,178,353
	1 他 会 計 繰 入 金	11,174
	2 基 金 繰 入 金	8,167,179
22 繰 越 金		100,000
	1 繰 越 金	100,000
23 諸 収 入		1,235,353
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	20,117
	2 市 預 金 利 子	28,517
	3 貸 付 金 元 利 収 入	63,851
	4 受 託 事 業 収 入	2,188

(単位：千円)

款	項	金 額
	5 雑 入	1,120,680
24 市 債		3,265,000
	1 市 債	3,265,000
歳 入	合 計	124,187,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		618,344
	1 議 会 費	618,344
2 総 務 費		14,466,295
	1 総 務 管 理 費	12,259,525
	2 徴 税 費	1,320,923
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	674,782
	4 選 挙 費	77,242
	5 統 計 調 査 費	44,048
	6 監 査 委 員 費	89,775
3 民 生 費		52,912,035
	1 社 会 福 祉 費	27,969,015
	2 児 童 福 祉 費	19,295,595
	3 生 活 保 護 費	5,644,840
	4 災 害 救 助 費	2,585
4 衛 生 費		11,247,755
	1 保 健 衛 生 費	3,242,287
	2 斎 場 費	385,984
	3 環 境 費	465,977
	4 清 掃 費	6,515,022
	5 産 業 廃 棄 物 処 理 費	13,164
	7 上 水 道 費	531,964
	8 生 活 排 水 処 理 費	93,357
5 労 働 費		52,788
	1 労 働 諸 費	52,788
6 農 林 水 産 業 費		1,843,409
	1 農 業 費	1,333,288
	2 林 業 費	458,660
	3 水 産 業 費	51,461
7 商 工 費		1,019,906
	1 商 工 費	1,019,906
8 土 木 費		14,979,737
	1 土 木 管 理 費	580,158
	2 道 路 橋 り ょ う 費	4,614,300
	3 河 川 費	536,827
	4 港 湾 費	82,823
	5 都 市 計 画 費	8,765,809

(単位：千円)

款	項	金 額
	6 住 宅 費	399,820
9 消 防 費		4,306,997
	1 消 防 費	4,306,997
10 教 育 費		12,756,607
	1 教 育 総 務 費	3,878,877
	2 小 学 校 費	2,875,191
	3 中 学 校 費	1,061,395
	4 幼 稚 園 費	1,032,419
	5 社 会 教 育 費	3,233,051
	6 短 期 大 学 費	675,674
12 公 債 費		9,861,027
	1 公 債 費	9,861,027
13 諸 支 出 金		22,100
	1 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	22,100
14 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出	合 計	124,187,000

第2表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
4 衛生費	4 清掃費	西部クリーンセンター1号焼却炉修繕事業	1,563,582	令和8年度	84,149
				令和9年度	680,000
				令和10年度	799,433
8 土木費	3 河川費	東浜排水機場電気設備修繕事業	75,779	令和8年度	
				令和9年度	75,779

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
津市土地開発公社が先行取得する公共用地の取得（令和8年度先行取得依頼分）	令和8年度から債務完了年度まで	取得費に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社がその事業運営資金として金融機関等から借り入れる借入金に対する債務保証（令和8年度分）	令和8年度から債務完了年度まで	800,000
次期総合計画策定支援業務委託	令和9年度	6,919
基幹情報システム標準化事業	令和9年度	148,034
基幹情報システム用機器更新事業	令和9年度	264,667
固定資産地図情報システム更新事業	令和9年度	7,883
戸籍附票システム標準化事業	令和9年度	880

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
戸籍情報システム機器等賃貸借	令和９年度から 令和１２年度まで	5,745
県議会議員選挙事業	令和９年度	43,603
市長選挙事業	令和９年度	30,808
環境基本計画策定業務委託	令和９年度	8,767
一般廃棄物処理基本計画策定業務委託	令和９年度	12,925
ごみ収集車両購入事業	令和９年度	16,445
クリーンセンターおおたか焼却炉長寿命化総合 計画策定業務委託	令和９年度	16,500
給食配送等業務委託	令和９年度	2,295
白山地域小学校整備事業（仮設校舎の賃貸借）	令和９年度から 令和１１年度まで	308,000
学校屋内運動場空調設備設置事業	令和９年度から 令和１４年度まで	2,428,677
産業廃棄物税負担事業	令和９年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物につ いて三重県産業廃棄物税条例により排 出事業者が納付した産業廃棄物税のう ち当該工事等に係る額

第4表 地 方 債

(単位：千円、%)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等整備事業	277,900	証書借入 又 は 証券発行	年4.5以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては当該見直し後 の利率)	30か年以内(据置期間 を含む。)償還とし、政 府資金についてはその融 資条件により、銀行その 他の場合は、その債権者 と協定する。ただし、市 財政の都合により繰り上 げ償還することができ る。
文化振興施設整備事業	68,100			
集会施設整備事業	300			
過疎地域振興事業	38,500			
庁舎等解体事業	11,300			
地方改善施設整備事業	2,400			
保育所整備事業	13,500			
認定こども園整備事業	15,900			
災害援護資金貸付金	22,100			
水道事業会計出資金	355,300			
農業用施設整備事業	3,100			
農業生産基盤整備事業	78,200			
林道整備事業	28,100			
漁港整備事業	4,000			
観光施設解体事業	6,200			
道路整備事業	1,228,400			
河川整備事業	70,700			
急傾斜地崩壊対策事業	9,800			
ヘリポート施設整備事業	4,300			
街路整備事業	48,000			

(単位：千円、%)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公園整備事業	164,400	証書借入 又は 証券発行	年4.5以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては当該見直し後 の利率)	30か年以内(据置期間 を含む。)償還とし、政 府資金についてはその融 資条件により、銀行その 他の場合は、その債権者 と協定する。ただし、市 財政の都合により繰り上 げ償還することができる。
消防施設整備事業	105,300			
学校教育施設整備事業	400,400			
放課後児童施設整備事業	18,000			
教育集会所整備事業	600			
公民館施設整備事業	247,200			
短期大学施設整備事業	43,000			

令和 8 年度津市国民健康保険事業特別会計予算

令和 8 年度津市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 5, 6 4 2, 2 4 4 千円と定める。
- 2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 8, 6 0 0 千円と定める。
- 3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 前 葉 泰 幸

事業勘定

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		4,773,132
	1 国民健康保険料	4,773,132
2 国民健康保険税		84
	1 国民健康保険税	84
3 一部負担金		1
	1 一部負担金	1
4 使用料及び手数料		164
	1 手数料	164
5 国庫支出金		7,205
	2 国庫補助金	7,205
8 県支出金		18,842,887
	2 県補助金	18,842,887
10 財産収入		9,667
	1 財産運用収入	9,667
11 繰入金		1,938,606
	1 繰入金	1,938,606
12 繰越金		1
	1 繰越金	1
13 諸収入		70,497
	1 延滞金、加算金及び過料	39,343
	3 雑入	31,154
歳入合計		25,642,244

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		417,735
	1 総 務 管 理 費	305,831
	2 徴 収 費	109,809
	3 運 営 協 議 会 費	694
	4 趣 旨 普 及 費	1,401
2 保 険 給 付 費		18,593,822
	1 療 養 諸 費	16,091,419
	2 高 額 療 養 費	2,430,419
	3 移 送 費	260
	4 出 産 育 児 諸 費	55,024
	5 葬 祭 諸 費	16,500
	6 傷 病 手 当 金	200
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		6,108,622
	1 医 療 給 付 費 分	3,979,734
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,514,601
	3 介 護 納 付 金 分	479,310
	4 子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 分	134,977
8 保 健 事 業 費		262,375
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	222,356
	2 保 健 事 業 費	40,019
9 基 金 積 立 金		208,517
	1 基 金 積 立 金	208,517
11 諸 支 出 金		51,173
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	20,269
	2 繰 出 金	30,904
歳 出	合 計	25,642,244

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 診 療 収 入		27,391
	1 外 来 収 入	23,241
	2 そ の 他 の 診 療 収 入	4,150
2 使 用 料 及 び 手 数 料		303
	1 使 用 料	64
	2 手 数 料	239
3 繰 入 金		30,904
	1 事 業 勘 定 繰 入 金	30,904
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		58,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		43,933
	1 施 設 管 理 費	43,933
2 医 業 費		13,443
	1 医 業 費	13,443
3 公 債 費		1,224
	1 公 債 費	1,224
歳 出 合 計		58,600

令和 8 年度津市介護保険事業特別会計予算

令和 8 年度津市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 32,090,977 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		6,372,889
	1 介 護 保 険 料	6,372,889
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		7,486,380
	1 国 庫 負 担 金	5,455,560
	2 国 庫 補 助 金	2,030,820
4 支 払 基 金 交 付 金		8,314,084
	1 支 払 基 金 交 付 金	8,314,084
5 県 支 出 金		4,534,667
	1 県 負 担 金	4,303,833
	2 県 補 助 金	230,834
6 財 産 収 入		13,507
	1 財 産 運 用 収 入	13,507
7 繰 入 金		5,359,845
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,738,135
	2 基 金 繰 入 金	621,710
8 繰 越 金		3
	1 繰 越 金	3
9 諸 収 入		9,601
	2 雑 入	8,401
	3 延滞金、加算金及び過料	1,200
歳 入	合 計	32,090,977

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		490,616
	1 総 務 管 理 費	152,112
	2 徴 収 費	37,011
	3 介 護 認 定 調 査 費 等 費	199,385
	4 介 護 認 定 審 査 会 費	99,579
	5 趣 旨 普 及 費	916
	6 計 画 策 定 等 関 係 費	1,613
2 保 険 給 付 費		30,037,304
	1 介 護 及 び 予 防 給 付 費	29,404,621
	2 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	605,142
	3 そ の 他 諸 費	27,541
3 地 域 支 援 事 業 費		1,467,040
	1 一 般 介 護 予 防 事 業 費	106,016
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	703,040
	3 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	655,647
	4 そ の 他 諸 費	2,337
4 基 金 積 立 金		13,507
	1 基 金 積 立 金	13,507
6 諸 支 出 金		20,683
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	12,511
	2 繰 出 金	8,172
7 保 健 福 祉 事 業 費		61,827
	1 保 健 福 祉 事 業 費	61,827
歳 出	合 計	32,090,977

令和 8 年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 8 年度津市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8, 9 1 8, 0 8 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		4,325,315
	1 後期高齢者医療保険料	4,325,315
2 使用料及び手数料		2
	1 手 数 料	2
3 繰 入 金		4,579,383
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,579,383
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		11,786
	1 延滞金、加算金及び過料	881
	3 雑 入	2,905
	4 償還金及び還付加算金	8,000
6 国 庫 支 出 金		1,595
	1 国 庫 補 助 金	1,595
歳 入 合 計		8,918,083

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		89,149
	1 総 務 管 理 費	65,498
	2 徴 収 費	23,651
2 後期高齢者医療広域連合 合 納 付 金		8,820,874
	1 後期高齢者医療広域連合 合 納 付 金	8,820,874
3 諸 支 出 金		8,060
	1 償還金及び還付加算金	8,060
歳 出 合 計		8,918,083

令和 8 年度津市土地区画整理事業特別会計予算

令和 8 年度津市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 2 4, 5 2 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
3 繰入金		123,070
	1 繰入金	123,070
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,450
	1 雑入	1,450
歳 入 合 計		124,522

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		1,452
	2 清算事業費	1,452
2 公債費		123,070
	1 公債費	123,070
歳 出 合 計		124,522

令和8年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和8年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,544千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 支 出 金		1,198
	1 県 補 助 金	1,198
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		10,345
	1 貸 付 金 元 利 収 入	10,345
歳 入	合 計	11,544

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		11,544
	1 総 務 管 理 費	11,544
歳 出	合 計	11,544

令和 8 年度津市棕本財産区特別会計予算

令和 8 年度津市の棕本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 5 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		72
	1 財 産 運 用 収 入	72
2 繰 入 金		473
	1 基 金 繰 入 金	473
3 繰 越 金		5
	1 繰 越 金	5
歳 入 合 計		550

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		478
	1 総 務 管 理 費	478
2 基 金 積 立 金		72
	1 基 金 積 立 金	72
歳 出 合 計		550

令和8年度津市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度津市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	137,000 戸
(2) 年 間 総 配 水 量	38,103,000 m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	104,392 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	配水管布設工事 配水施設整備工事 浄水施設整備工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	単位 千円
第1款 水道事業収益	8,223,688
第1項 営 業 収 益	7,131,811
第2項 営 業 外 収 益	1,085,052
第3項 特 別 利 益	6,825

支 出	単位 千円
第1款 水道事業費用	8,078,650
第1項 営 業 費 用	7,646,845
第2項 営 業 外 費 用	422,959
第3項 特 別 損 失	8,846

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,593,071 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入		単位 千円
第1款 資本的収入		2,875,665
第1項 企 業 債		1,774,300
第2項 出 資 金		355,300
第3項 補 助 金		267,167
第4項 負 担 金		478,898

支 出		単位 千円
第1款 資本的支出		5,468,736
第1項 建設改良費		4,509,437
第2項 企業債償還金		959,228
第3項 投 資		71

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

単位 千円					
款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	芸濃北神山浄水場 電気計装設備等更新事業	740,056	令和8年度	0
				令和9年度	54,000
				令和10年度	686,056
1 資本的支出	1 建設改良費	高茶屋水源地ポンプ設備(逆止弁等)更新事業	53,352	令和8年度	0
				令和9年度	53,352
1 資本的支出	1 建設改良費	美里家所ポンプ場 電気設備(ポンプ制御盤)更新事業	26,760	令和8年度	0
				令和9年度	26,760

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
第3次水道事業基本計画策定業務委託	令和9年度	10,957 千円
片田水系等配水管基本設計業務委託	令和9年度	62,700 千円
給水車購入事業	令和9年度	24,943 千円
産業廃棄物税負担事業	令和9年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道建設改良資金に充てるため	千円 1,774,300	証書借入又は証券発行	年5.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	40か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

単位 千円	
職員給与費	908,350

(他会計からの補助金)

第10条 経営健全化のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、176,664千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、61,622 千円と定める。

津市長 前 葉 泰 幸

令和8年度津市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度津市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 事 業 所 数	1 事業所
(2) 年 間 総 配 水 量	360,000 m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	986 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		単位 千円
第1款 工業用水道事業収益		24,666
第1項 営業収益		23,760
第2項 営業外収益		906
支 出		単位 千円
第1款 工業用水道事業費用		20,042
第1項 営業費用		19,042
第2項 営業外費用		1,000

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第4条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

津市長 前 葉 泰 幸

令和8年度津市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度津市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	80,530 戸
(2) 年 間 総 排 水 量	18,518,000 m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	50,734 m ³
(4) 主要な建設改良事業	污水管渠建設工事 雨水管渠建設工事 雨水ポンプ場建設工事

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		単位 千円
第1款 下水道事業収益	13,538,654	
第1項 営 業 収 益	4,367,937	
第2項 営 業 外 収 益	9,164,027	
第3項 特 別 利 益	6,690	
支 出		単位 千円
第1款 下水道事業費用	12,111,379	
第1項 営 業 費 用	10,962,224	
第2項 営 業 外 費 用	1,145,659	
第3項 特 別 損 失	3,496	

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 3,653,337千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入		単位 千円
第1款	資本的収入	8,513,069
第1項	企業債	5,835,500
第2項	負担金	105,869
第3項	補助金	2,566,574
第4項	基金繰入金	5,126

支 出		単位 千円
第1款	資本的支出	12,166,406
第1項	建設改良費	6,407,157
第2項	流域下水道建設負担金	508,191
第3項	企業債償還金	5,248,887
第4項	投資	2,171

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

単位 千円					
款	項	事業名	総額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	波瀬川第六ポンプ場(ポンプ棟)築造事業	700,000	令和8年度	50,000
				令和9年度	650,000
1 資本的支出	1 建設改良費	白塚新町ポンプ場沈砂池設備改修事業	587,000	令和8年度	2,000
				令和9年度	585,000
1 資本的支出	1 建設改良費	中央浄化センター電気設備改修事業	522,500	令和8年度	3,000
				令和9年度	519,500

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
第2次下水道事業基本計画策定業務委託	令和9年度	6,624千円
中央浄化センター改築事業に伴う施設計画業務委託	令和9年度	17,000千円
水洗便所改造資金融資に伴う損失補償	令和8年度	4,064千円
産業廃棄物税負担事業	令和9年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業負担金	千円 503,200	証書借入 又は 証券発行	年5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	40か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
公共下水道事業	4,326,600			
市営浄化槽事業	29,600			
資本費平準化	976,100			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

単位 千円	
職員給与費	722,362

(他会計からの補助金)

第11条 経営健全化のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,304,825千円である。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
土地、処理機械設備等	泉ヶ丘団地污水处理施設	一式
土地、処理機械設備等	片田団地污水处理施設	一式

津市長 前 葉 泰 幸

令和 8 年度津市駐車場事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度津市駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容可能台数	1, 0 6 4 台
(2) 年間駐車台数	5 0 7, 1 9 9 台
(3) 一日平均駐車台数	1, 3 9 2 台

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 駐車場事業収益	1 9 4, 7 5 9 千円
第 1 項 営 業 収 益	1 8 8, 4 9 3 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	6, 2 6 6 千円

支 出	
第 1 款 駐車場事業費用	1 9 3, 2 2 7 千円
第 1 項 営 業 費 用	1 7 9, 3 1 6 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	1 3, 9 1 1 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 3, 3 5 3 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

支 出	
第 1 款 資本的支出	4 3, 3 5 3 千円
第 1 項 建設改良費	8, 3 4 4 千円
第 2 項 他会計長期借入金償還金	3 5, 0 0 9 千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	9, 1 4 2 千円
-------	-------------

津市長 前 葉 泰 幸

令和8年度津市モーターボート競走事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度津市モーターボート競走事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間開催日数	192日
(2) 年間舟券発売金	60,665,382千円
(3) 1日平均舟券発売金	315,965千円
(4) 年間場間場外受託発売金	9,046,800千円
(5) 主要な建設改良事業	防風ネット改修工事 スタンド棟冷温水発生機改修工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		単位 千円
第1款 モーターボート競走事業収益		62,497,290
第1項 営業収益		62,317,381
第2項 営業外収益		179,909
支 出		単位 千円
第1款 モーターボート競走事業費用		60,164,408
第1項 営業費用		59,986,265
第2項 営業外費用		178,143

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,860,604千円は過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

支 出		単位 千円
第1款 資本的支出		1,860,604
第1項 建設改良費		1,860,604

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

単位 千円	
(1) 職員給与費	511,336
(2) 交際費	1,287

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,500 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
機 器	場内音声用ミキサー設備等	一 式

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 29 号

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めましたので、同法第 7 条第 1 項の規定により公告します。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の縦覧場所において縦覧に供します。

令和 8 年 3 月 16 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

(1) 芸濃地域

整理番号		所在 (地区名)	面積	森林所有者数	筆数	経営管理権 の存続期間
芸濃 8	1～20	芸濃町河内	56.44ha	20 件	43 筆	15 年

(2) 一志地域

整理番号		所在 (地区名)	面積	森林所有者数	筆数	経営管理権 の存続期間
一志 2	1～32	一志町井生 一志町波瀬	20.55ha	32 件	90 筆	15 年

(3) 美杉地域

整理番号		所在 (地区名)	面積	森林所有者数	筆数	経営管理権 の存続期間
美杉 3	1～52	美杉町八知 美杉町川上 美杉町上多気	99.40ha	52 件	260 筆	15 年

2 縦覧場所

津市農林水産部林業振興室（津市白山町川口 892 番地津市白山庁舎 2 階）
及び津市ホームページ

(https://www.info.city.tsu.mie.jp/sangyou_shigoto/nourinsuisangyou/)

1004254/1009871/1004258.html)

- 3 本公告により、津市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が設定されます。

津市公告第 30 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 8 年 3 月 17 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 8 年 3 月 16 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市丸之内 57 番ほか 2 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
愛知県名古屋市東区東新町 1 番地
中部電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長執行役員 清水 隆一

津市公告第 3 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 2 条第 1 項の規定により、国土交通省中部地方整備局長より津都市計画道路事業 3 ・ 3 ・ 5 号津海岸御殿場線および 3 ・ 5 ・ 4 1 号河芸町島崎町線の事業認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第 2 項の規定により次の場所において縦覧に供します。

令和 8 年 3 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

縦覧場所

津市西丸之内 2 3 番 1 号

津市建設部建設整備課

津市公告第 3 2 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 1 項に規定する地域計画を別紙のとおり変更しましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

なお、別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課において縦覧に供します。

令和 8 年 3 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 33 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 8 年 3 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 8 年 3 月 24 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市芸濃町棕本字南山ノ花 2711 番 1 ほか 2 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市中江島町 17 番 10 号
株式会社アールアンドケイハウジング
代表取締役 喜田 創

津市公告第 3 4 号

都市公園を設置するので、都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 の規定により、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

令和 8 年 3 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市公園の名称、位置（所在地）、区域及び供用開始の期日

都市公園の名称	位置（所在地）	区域	供用開始の期日
鳥居町幸公園	津市鳥居町 1 4 7 番地 9	別図の とおり	令和 8 年 3 月 3 1 日
棕本出口公園	津市芸濃町棕本 5 1 4 3 番地 1 4	別図の とおり	令和 8 年 3 月 3 1 日
ジョイタウン棕 本公園	津市芸濃町棕本 2 7 1 1 番地 2 3	別図の とおり	令和 8 年 3 月 3 1 日

2 関係図書の縦覧場所

津市西丸之内 2 3 番 1 号

津市建設部建設整備課

津市公告第 35 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 8 年 3 月 31 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 8 年 3 月 30 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市丸之内 47 番 2 工区
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
愛知県名古屋市東区東新町 1 番地
中部電力パワーグリッド株式会社
代表取締役 社長執行役員 清水 隆一

津市公告第 3 6 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 8 年 3 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名

津市共同浴場（さくらゆ）運営業務委託

(2) 業務委託の概要

津市共同浴場（さくらゆ）の円滑な運営と関連業務（詳細は、別紙仕様書参照）

(3) 業務の履行期間

令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

2 入札の参加者に必要な資格

参加資格要件は、下記の事項の全てに該当する者とします。

(1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者

(2) 本件の公告から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受けていない者

(3) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者

(4) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 7 年法律第 8 7 号）第 6 4 条の規定による改正前の商法（明治 3 2 年法律第 4 8 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者（民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は再生計画が認可された者を除きます。）

(5) 納期の到来している国税・都道府県税・市町村税を完納している者

3 入札の参加申し込みに係る書類の配布

仕様書、仕様書に関する質問書等については、津市ホームページの「仕事・産業」情報で案内している「入札・契約」カテゴリの中の当該入札記事からダウンロードしてください。

4 入札に係る仕様書に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

令和 8 年 4 月 3 日（金）午後 3 時まで

イ 提出場所

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

津市本庁舎3階 市民部人権課 人権担当

ウ 提出方法

仕様書に関する質問書（様式第1号）に質問内容を記入のうえ、提出場所に郵送、電子メール又はFAX（電子メールの場合は、押印した場合は押印がわかるように様式第1号をPDFファイル等に複写すること。）により提出してください。

なお、代表者氏名については自署又は記名と押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印又は実印）とします。

《送信先》

電子メール 229-3165@city.tsu.lg.jp

FAX番号 059-229-3366

エ その他

電話、口頭等による質問や提出期限を過ぎて提出された質問書及び自署又は押印のない質問書は受け付けません。また、郵送・電子メール・FAXの場合は電話で到着の確認を必ず行ってください。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

令和8年4月6日（月）

イ 回答方法

津市ホームページ当該入札記事内において公開します。（質問者名は非公開とします。）また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立てはできず、回答に対する再度の質問は原則認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

5 入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期限

令和 8 年 4 月 9 日（木）午前 1 0 時まで

※この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送等の場合の未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

(2) 提出場所

〒 5 1 4 - 8 6 1 1

津市西丸之内 2 3 番 1 号

津市本庁舎 3 階 市民部人権課 人権担当

(3) 提出方法

提出方法については、人権課への持参、一般書留又は簡易書留とします。

また、郵送による提出の場合は人権課へ到着確認を必ず行ってください。

(4) 提出書類

提出書類は、次のアからカまでのとおりとし、それぞれ正本 1 部を提出してください。ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前 3 ヶ月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸が A 4 版以外の版形のものは、できる限り A 4 版に拡大又は縮小すること。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、エからカまでの書類を省略することができるので、アの書類の 3 の□にレ点を入れてください。

※申請書類は提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第 2 号）

イ 宣誓書（様式第 3 号）

ウ 完納証明書（コピー可）

地方公共団体で完納証明書がない場合には、滞納がないことを表す証明書を提出することで完納証明書に代えることができることとします。

なお、徴収の猶予を受けているため完納証明書が発行されない等の場合は、ご相談ください。

（条件付一般競争入札参加資格審査申請書の提出日の前 3 ヶ月以内に証

明されたものに限りです。オ及びカについても同じです。)

(ア) 国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあつてはその
3の2、法人にあつてはその3の3）

(イ) 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出
してください。なお、支店等が本件の入札、契約を行う場合は、本
店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明
書を提出してください。（新規に支店等を開設した場合は「法人等
開設届（写し）」を添付してください。

エ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

オ 印鑑証明書（コピー可）

カ 使用印鑑届（様式第4号）

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、令和8年4月10日（金）までに条
件付一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（様式第5号）により通知
します。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した時に提出された書類は、本
件入札の参加資格の有無にかかわらず、返却しません。

6 入札日時及び場所

(1) 入札日時

令和8年4月13日（月）午後2時

(2) 入札場所

津市西丸之内23番1号 津市本庁舎4階 41会議室

7 入札保証金

入札保証金は免除します。

8 入札の無効

津市契約規則（平成18年津市契約規則第40号。以下「規則」という。）
第19条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

9 契約保証金

契約を締結する際に、契約金額に11を乗じて得た額の100分の10以
上の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、規則第28条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保

証金の納付を免除します。

10 公金事務にかかる資料の提出について

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に基づく公金事務を含むものであるため、落札者は次の要件を満たすことが確認できる資料を落札決定後直ちに提出してください。

- ・公金事務を適切かつ確実に遂行できる財産的基礎を有すること。
- ・その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

11 その他の注意事項

- (1) 入札にあたっては、入札書（様式第6号）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、封筒（津市条件付一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼り合わせ部分に原則3箇所の封印をしてください。

入札金額は、月額（消費税及び地方消費税抜き）をもって表示してください。

- (2) 入札に関する行為をする者は、入札前に入札者確認票（様式第7号）を提出すること。

- (3) 落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

- (4) 初度の入札で予定価格に達しなかった場合、再度入札を行う場合がありますので（原則として2回）、予備の入札書を用意してください。

- (5) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。

- (6) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても見積もりに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (7) その他、入札の参加者は、別添「津市条件付一般競争入札参加者心得」

に留意のうえ、入札を行ってください。

- (8) 提出書類の到着確認、窓口への書類の提出等は、午前 8 時 30 分から午後 4 時までの間とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は除きます。

【問い合わせ先】

〒 5 1 4 - 8 6 1 1 三重県津市西丸之内 2 3 番 1 号

市民部人権課 人権担当

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 6 5

F A X 0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 6 6

メールアドレス 229-3165@city.tsu.lg.jp

津市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 5 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

津市上下水道事業管理規程第 2 号

津市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程

津市公共下水道条例施行規程（平成 2 7 年津市上下水道事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「計画の確認」を「新設等の計画（条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する管理者が定める軽微な工事に係るものを除く。）の確認（次条において「確認」という。）」に改める。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（管理者が定める軽微な工事）

第 5 条の 2 条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する管理者が定める軽微な工事は、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない工事であって、次に掲げるものをいう。

- (1) ますの蓋の取換工事
- (2) 防臭装置、ごみよけ装置等の取替工事であって、確認時における排水設備等の能力を低下させることのない工事
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理者が認める工事

第 6 条第 2 項中「専属責任技術者名簿」を「選任責任技術者名簿」に改める。

第 1 号様式（甲）及び第 1 号様式（乙）中

「※ 申請者は、これより上欄を記入してください。」を

「※ 1 申請者は、これより上欄を記入してください。

2 申請者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。」

改める。

第 2 号様式中「（注）」を「※」に、

「 3 排水設備の設置に際しては、設置する土地の所有者など利害関係者の承諾を得てから提出してください。」を

「 3 排水設備の設置に際しては、設置する土地の所有者など利害関係者の承諾を得てから提出してください。」

- 4 申請者（設置者）の欄については申請者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を、使用者の欄については使用者（法人その他の団体であつては、代表者）の氏名を、施工者（指定工事店）の欄については代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。」

改める。

第3号様式中

「（注）太線の中だけ記入してください。」を

「※1 太線の中だけ記入してください。」

- 2 申請者（設置者）欄については申請者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を、施工者（指定工事店）の欄については代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。」

改める。

第4号様式中「専属責任技術者名簿」を「選任責任技術者名簿」に、「専属する」を「選任する」に、

「※ 申請者は、これより上欄を記入してください。」を

「※1 申請者は、これより上欄を記入してください。」

- 2 申請者の欄については代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。」

改める。

第5号様式中

「（注）1 平面図は、間口及び奥行き寸法等を記入すること。

- 2 付近見取図は、主な目標を入れて分かりやすく記入すること。」を

- 3 営業所の外部及び内部の状態が分かる写真数枚を添付すること。」

「※1 平面図は、間口及び奥行き寸法等を記入すること。

- 2 付近見取図は、主な目標を入れて分かりやすく記入すること（住宅地図の写しを添付する場合は、付近見取図の記入は不要）。」

- 3 営業所の外部及び内部並びに倉庫の外部及び内部の状態が分かる写真数枚を添付すること。」

改める。

第 6 号様式中「専属責任技術者名簿」を「選任責任技術者名簿」に、「専属者氏名」を「選任者氏名」に、

「2 雇用関係を確認できるものとして、次のいずれかの写し

- (1) 組合健康保険又は政府管掌健康保険証（雇用関係を証明できない国民健康保険証は除く。）の写し を
- (2) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書
- (3) 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿 」

「2 雇用関係を確認できるもの（雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は従業員全員の賃金台帳、源泉徴収簿等）の写し に

※ 代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。」
改める。

第 7 号様式及び第 8 号様式に次のように加える。

※ 代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第 10 号様式中

「備考 汚損による再交付申請の場合は、交付を受けている指定工事店証 を
を添付すること。」

「※ 1 汚損による再交付申請の場合は、交付を受けている指定工事店証
を添付すること。」

- 2 申請者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署す に
る場合は、押印を省略することができます。」

改める。

第 11 号様式に次のように加える。

※ 申請者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第 12 号様式中「専属する」を「選任する」に改め、同様式に次のように加える。

※ 届出者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第 14 号様式（甲）中

「2 この完了届は、工事を完了した日から 5 日以内に提出していただき を
い。」

「2 この完了届は、工事を完了した日から 5 日以内に提出していただき
い。」

- 3 届出者（指定工事店）の欄については届出者（法人その他の団体）にあっては、代表者の氏名を、申請者（設置者）の欄については申請者（法人その他の団体）にあっては、代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。」

改める。

第14号様式（乙）中

「※ 届出者は、これより上欄を記入してください。」を

「※1 届出者は、これより上欄を記入してください。

- 2 この完了届は、工事を完了した日から5日以内に提出してください。

- 3 届出者（指定工事店）の欄については届出者（法人その他の団体）にあっては、代表者の氏名を、申請者（設置者）の欄については申請者（法人その他の団体）にあっては、代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。」

改める。

第15号様式（甲）中

「2 この完了届は、工事を完了した日から5日以内に提出してください。」を

「2 この完了届は、工事を完了した日から5日以内に提出してください。

- 3 届出者（使用者）の欄については届出者（法人その他の団体）にあっては、代表者の氏名を、指定工事店の欄については代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。」

改める。

第15号様式（乙）中

「※ 届出者は、これより上欄を記入してください。」を

「※1 届出者は、これより上欄を記入してください。

- 2 この完了届は、工事を完了した日から5日以内に提出してください。

- 3 届出者（使用者）の欄については届出者（法人その他の団体）にあっては、代表者の氏名を、指定工事店の欄については代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。」

改める。

第18号様式中「3水道水・井戸水併用」を「3水道水・井戸水併用 4その他（ ）」に改め、「（内 同居人 人・通勤者 人）」を削り、

浴槽・便所	浴槽	有・無	便所	大便器 個・小便器 個・兼用便器 個	を
添付書類					

※ 届出者は、これより上欄を記入してください。 」

添付書類	
------	--

※1 届出者は、これより上欄を記入してください。 に

2 届出者（使用者）（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏
名を自署する場合は、押印を省略することができます。 」

改める。

第19号様式中

「※ 届出者は、これより上欄を記入してください。 」を

「※1 届出者は、これより上欄を記入してください。

2 届出者（使用者）（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏 に
名を自署する場合は、押印を省略することができます。 」

改める。

第20号様式中

「※ 届出者は、これより上欄を記入してください。 」を

「※1 届出者は、これより上欄を記入してください。

2 届出者の欄については届出者（法人その他団体にあつては、代表
者）の氏名を、新代理人の欄については新代理人の氏名を、旧代理 に
人の欄については旧代理人の氏名を自署する場合は、押印を省略す
ることができます。 」

改める。

第21号様式中

「※ 届出者は、これより上欄を記入してください。 」を

「※1 届出者は、これより上欄を記入してください。

2 届出者の欄については届出者（法人その他団体にあつては、代表
者）の氏名を、新代表者の欄については新代表者の氏名を、旧代表 に
者の欄については旧代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略す
ることができます。 」

改める。

第 2 2 号様式（甲）及び第 2 2 号様式（乙）中

「※ 申請者は、これより上欄を記入してください。」を

「※ 1 申請者は、これより上欄を記入してください。

2 申請者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。」

改める。

第 2 3 号様式（甲）及び第 2 3 号様式（乙）中「（手動・動力）」を「・その他（ ）」に改め、「（内同居人 人・通勤 人）」及び

※ 動力でくみ上げている場合のみ記入してください。			
モーター		ポンプ	
製作所名		製作所名	
出力	馬 力	形 式	
電 圧	V	口 径	mm
電 流	A	揚水量	m ³

削り、

「※ 申告者は、これより上欄を記入してください。」を

「※ 1 申告者は、これより上欄を記入してください。

2 申告者（使用者）（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏 氏 に名を自署する場合は、押印を省略することができます。」

改める。

「 （〒 ）

住 所

受益者 ふりがな

（代表者）氏 名 ㊟

第 2 6 号様式（表）中

所有者又は受益者が法人その他の
の団体にあつては、主たる事務
所又は事業所の所在地、名称及
び代表者の氏名
電 話

「 （〒 ）

住 所

所有者 ふりがな

(代表者) 氏 名 ㊤

所有者が法人その他の団体にあ
っては、主たる事務所又は事業
所の所在地、名称及び代表者の
氏名

電 話

(〒)

に改め、

住 所

受益者 ふりがな

(代表者) 氏 名 ㊤

受益者が法人その他の団体にあ
っては、主たる事務所又は事業
所の所在地、名称及び代表者の
氏名

電 話

」

同様式（裏）に次のように加える。

- 4 所有者（代表者）の欄については所有者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を、受益者（代表者）の欄については受益者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第27号様式中「整理番号」を「通知書番号」に、

負担区の名称	受益地面積	加入金決定額
	m ²	円

を

負担区の名称	加入金決定額
	円

に

改める。

第28号様式中

「※ 申請者は、これより上欄を記入してください。」を

「※1 申請者は、これより上欄を記入してください。」

- 2 申請者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。」

改める。

第 3 2 号様式中

「※ 届出者は、これより上欄を記入してください。」を

「※ 1 届出者は、これより上欄を記入してください。

2 届出者（法人その他の団体にあっては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。」

改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市上下水道事業分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 1 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

津市上下水道事業管理規程第 3 号

津市上下水道事業分課規程の一部を改正する規程

津市上下水道事業分課規程（令和 2 年津市上下水道事業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号シ中「開発調整」を「開発調整の支援」に改め、同号ソをタとし、セの次に次のように加える。

ソ 量水器等の維持管理の支援に関する事。

第 7 条第 2 号に次のように加える。

サ 水道事業等における開発調整に関する事。

シ 休日及び夜間における水道事業等の維持修繕業務の支援に関する事。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市上下水道事業告示第 5 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

名称	所在地	指定の有効期間
株式会社 Y A S A K A	津市高洲町 1 0 8 8 番地	令和 1 2 年 1 0 月 1 6 日まで
南島設備有限会社	度会郡南伊勢町河内 5 0 9 番地	令和 1 2 年 1 1 月 1 8 日まで
タニグチ設備	松阪市船江町 2 6 6 7 番 地	令和 1 3 年 2 月 2 7 日まで
株式会社クラフト	愛知県豊田市大林町十二 丁目 3 番 3 号 O B A Y A S H I B A S E 2 号	令和 1 3 年 3 月 3 日まで
株式会社コネクト ライフ	大阪府堺市堺区向陵西町 四丁 7 番 2 6 号	令和 1 3 年 3 月 3 日まで
株式会社ヤマカワ 不動産	津市一身田上津部田 1 5 0 3 番地 3	令和 1 3 年 3 月 1 1 日まで
営設備	津市安濃町内多 2 2 8 番 地	令和 1 3 年 3 月 1 1 日まで
有限会社メカテッ ク	津市北丸之内 2 0 4 番地	令和 1 3 年 3 月 1 8 日まで

津市上下水道事業告示第 6 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

名称	所在地	指定の有効期間
前田商店	伊賀市市部 6 0 9 番地	令和 1 2 年 1 1 月 3 日まで
有限会社ベターハウジング	鈴鹿市若松北一丁目 1 6 番 2 6 号	令和 1 3 年 1 月 1 2 日まで
株式会社南山建設	津市垂水 2 5 7 9 番地 6	令和 1 3 年 1 月 2 0 日まで
株式会社エヌ・エス・シー	鈴鹿市神戸本多町 7 4 9 番地	令和 1 3 年 1 月 2 4 日まで
株式会社エム	津市垂水 1 9 6 0 番地 1	令和 1 3 年 3 月 1 1 日まで
櫻井工業	亀山市関ヶ丘 5 2 1 番地 1 9 4	令和 1 3 年 3 月 3 0 日まで
橋爪建材株式会社	伊勢市小俣町明野 1 7 2 0 番地 1	令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで
有限会社都設備	度会郡玉城町勝田 3 0 8 6 番地 1	令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで
田中土木株式会社	津市安濃町妙法寺 3 2 7 番地 1	令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで
株式会社ヒグチ工業	鈴鹿市白子三丁目 1 3 番 1 5 号	令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで
有限会社羽田野設備	伊勢市村松町 1 3 5 6 番地 1 2	令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで
内藤設備	津市安濃町浄土寺 1 0 9 7 番地 1	令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで

株式会社ケイズ設備	鈴鹿市国分町 1 6 7 番地 8	令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで
株式会社ニッセイ	津市豊が丘五丁目 5 番 7 号	令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで
有限会社ヤマモト・ テック	松阪市小阿坂町 1 0 1 2 番地 3	令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで
有限会社ミヨシ住建	鈴鹿市岸岡町 3 7 5 9 番 地	令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで
有限会社前田土木建 設	津市中河原 6 1 6 番地	令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで
有限会社広管工業	津市久居明神町 1 6 9 0 番地 3 6	令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで
株式会社W a t e r P r o 水坊主	津市垂水 2 0 1 0 番地 4 4	令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで
安全管理株式会社	京都府京都市山科区大宅 細田町 1 1 0 番地 2	令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで
株式会社田村組	松阪市五反田町一丁目 1 2 9 3 番地 1	令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで
中部企業株式会社	津市安濃町草生 1 9 2 番 地	令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで
野呂建材店	津市芸濃町棕本 7 5 8 番 地 1	令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで
株式会社せこ住研	度会郡玉城町蚊野 2 6 3 3 番地	令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで
草深林業株式会社	津市一身田町 1 9 8 番地	令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで
クリマシィイー有限 会社	津市栗真町屋町 6 1 2 番 地 1	令和 1 3 年 9 月 2 9 日まで
有限会社きよみ工業	津市藤方 2 5 9 3 番地	令和 1 3 年 5 月 3 1 日まで
ノーリツリビングク リエイト株式会社	大阪府吹田市江の木町 2 1 番 1 号	令和 1 3 年 9 月 2 8 日まで

津市上下水道事業告示第 7 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定により、次の津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定が失効したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 3 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

名 称	所 在 地	失効年月日
中世古設備	北牟婁郡紀北町東長島 3 3 番地 1 1 4	令和 7 年 1 1 月 1 6 日

就学等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

津市教育委員会教育長 森 昌 彦

津市教育委員会規則第 2 号

就学等に関する規則の一部を改正する規則

就学等に関する規則（平成 1 8 年津市教育委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表学区一覧表 1 小学校の表誠之小学校学区の項中「久居元町」の次に「（立成小学校学区に含まれる区域を除く。）」を加え、同表立成小学校学区の項中「久居相川町の一部」の次に「、久居元町の一部」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

津市教育委員会教育長 森 昌 彦

津市教育委員会規則第 3 号

津市学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

津市学校体育施設の開放に関する規則（平成 1 8 年津市教育委員会規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「電気料金」を「電気料金等」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会告示第 5 号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和 8 年 3 月 1 7 日

津市教育委員会教育長 森 昌 彦

1 招集の日時

令和 8 年 3 月 2 4 日（火） 午前 1 0 時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4 階教育委員会室

3 会議の事件

(1) 人事異動について

(2) 令和 7 年度津市一般会計補正予算＜教委所管分＞について

(3) 就学等に関する規則の一部の改正について

(4) 津市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

(5) 令和 8 年度学校運営協議会委員の任命について